
令和元年度第4回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和元年9月11日(水) 14:00~16:30

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

山本専門委員長

3 議 事

- (1) 公共事業の再評価に係る答申案について
- (2) 公共事業の事後評価結果の報告について
 - ・経営体育成基盤整備事業(徳田第二 矢巾町)
 - ・漁港整備事業(野田漁港 野田村)
 - ・道路環境改善事業(交通安全施設整備)(盛岡環状線 滝沢市)
- (3) 令和2年度以降の公共事業評価及び大規模事業評価の進め方等について
- (4) 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について
- (5) 公共事業評価実施要領等の一部改正について

4 閉 会

岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石 川 奈 緒	岩手大学理工学部 准教授	土木環境	
泉 桂 子	岩手県立大学総合政策学部 准教授	森林経理学 地域活性化論 現代農村社会論	副専門委員長
小笠原 敏 記	岩手大学理工学部 教授	海岸工学	
清 水 真 弘	堤研一事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
平 井 寛	山梨大学生命環境学部 准教授	地域計画	(欠席)
山 本 清 仁	岩手大学農学部 准教授	施設機能工学	専門委員長

(敬称略)

令和元年度第4回公共事業評価専門委員会

配付資料一覧

- 資料 No. 1 公共事業の再評価に係る答申案について

- 参考資料 No. 1 第1回から第3回までの公共事業評価専門委員会の審議概要

- 資料 No. 2 公共事業事後評価調書
 - (1) 経営体育成基盤整備事業（徳田第二 矢巾町）
 - (2) 漁港整備事業（野田漁港 野田村）
 - (3) 道路環境改善事業（交通安全施設整備）（盛岡環状線 滝沢市）

- 資料 No. 3 令和2年度以降の公共事業評価及び大規模事業評価の進め方等について

- 資料 No. 4 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

- 資料 No. 5 公共事業評価実施要領等の一部改正について

- 参考資料 No. 2 環境改善便益に関する追加説明資料

(案1)

審議結果報告(様式案)

資料 No. 1

令和元年 月 日

岩手県政策評価委員会
委員長 加藤 徹 様

岩手県公共事業評価専門委員会
専門委員長 山本 清 仁

公共事業の再評価に係る答申について

令和元年6月6日付けで諮問の通知のありました公共事業の再評価について、同年9月11日開催の第4回公共事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 公共事業の再評価

- (1) 林道整備事業(森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線 葛巻町)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (2) 地域連携道路整備事業(地域密着型)(一般県道大川松草線 岩泉町)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (3) 通常砂防事業(二級河川普代川水系 普代村)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (4) 総合流域防災事業(地すべり)(一級河川北上川水系 八幡平市)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (5) 都市計画道路整備事業(都市計画道路荒瀬上田面線 二戸市)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

答 申 書(様式案)

令和元年 月 日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会
委員長 加 藤 徹

公共事業の再評価について（答申）

令和元年6月6日付け政推第23号で諮問のあった公共事業の再評価について、下記のとおり答申します。

記

審議結果報告のとおり

(案2)

審議結果報告(様式案)

令和元年 月 日

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹 様

岩手県公共事業評価専門委員会

専門委員長 山本 清 仁

公共事業の再評価に係る答申について

令和元年6月6日付けで諮問の通知のありました公共事業の再評価について、同年9月11日開催の第4回公共事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 公共事業の再評価

- (1) 林道整備事業(森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線 葛巻町)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (2) 地域連携道路整備事業(地域密着型)(一般県道大川松草線 岩泉町)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (3) 通常砂防事業(二級河川普代川水系 普代村)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (4) 総合流域防災事業(地すべり)(一級河川北上川水系 八幡平市)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

- (5) 都市計画道路整備事業(都市計画道路荒瀬上田面線 二戸市)

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

2 今後の公共事業評価に当たっての留意事項について

事前評価に当たっては、過去の類似事例を参考に調査・設計を行うなどにより、事業着手後に事業費の著しい増額が生じないように努めることを提言します。

答 申 書(様式案)

令和元年 月 日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会
委員長 加 藤 徹

公共事業の再評価について（答申）

令和元年6月6日付け政推第23号で諮問のあった公共事業の再評価について、下記のとおり答申します。

記

審議結果報告のとおり

第 1 回から第 3 回までの公共事業評価専門委員会の審議概要

○審議対象（再評価 5 件）

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 林道整備事業（森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線 葛巻町） |
| 2 | 地域連携道路整備事業（地域密着型）（一般県道大川松草線 岩泉町） |
| 3 | 通常砂防事業（二級河川普代川水系 普代村） |
| 4 | 総合流域防災事業（地すべり）（一級河川北上川水系 八幡平市） |
| 5 | 都市計画道路整備事業（都市計画道路荒瀬上田面線 二戸市） |

○ 主な質疑等の概要

1 林道整備事業（森林管理道鷹ノ巣・鰻沢線 葛巻町）

第 1 回専門委員会での質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① (第 1 回専門委員会) 台風第 10 号災害の影響による入札不調等で計画期間が当初より延びているとのことであるが、入札に係る現状や今後の見込みはどうなっているか。	昨年度は応札がなかった。台風第 10 号災害による入札への影響はまだあるが、来年度以降改善見込みである。
② (第 1 回専門委員会) 林業生産便益と災害等縮減便益が事業着手時より増えているのはなぜか。	林業生産便益の増加については、時間経過により事業着手時よりも整備する森林の蓄積等が増えたことによるもの。災害等縮減便益の増加については、主に算定因子となる防火帯の設置費用等が上昇したことによるものである。
③ (第 1 回専門委員会) 計画期間が長引くことによって、事業費への影響はどの程度あるのか。	事業着手時からの事業費の増額は開設単価の増額によるものが大きい。今後計画が長引いた場合、管理経費が増えることは予想されるが、開設単価の変化については、社会情勢に応じた労務単価や資材単価の増によるため、見込みを立てるのが難しい。

2 地域連携道路整備事業(地域密着型) (一般県道大川松草線 岩泉町)

第1回から第3回専門委員会での質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応(回答)
① (第1回専門委員会) 事業費増額の内訳について、物価上昇等に 係る増額と消費税増税に係る増額を分けて 教えてほしい。	物価上昇等による増額は約3億円、消費税 増税による増額は約5000万円である。
② (第1回専門委員会) ・ 付近に小学校があるが、今回の工事区間 に歩道はあるのか。 ・ 子ども達が利用する通学路でもあるた め、歩行空間については車が侵入しにくい ような何らかの工夫をしていただきたい。	・ 歩道は計画に含まれていない。スペース の制約上、路肩を広くし、歩行空間を創出 する設計としている。 ・ 地域の方々と協議しながら、箇所によっ てはサイドラインの外側をカラー舗装と するなどしている。引き続き地域の方々の 声を聞きながら事業を進めて参りたい。
③ (第1回専門委員会) 環境改善便益とはどういったものか。 ・ マイナスが増えていることについてはど う考えればよいか。	・ 大気汚染や騒音、温暖化に対して道路整 備をすることによる効果を表すものであ る。 ・ 当事業で道路整備を行うことにより、走 行速度が増し、それに伴う騒音量が高まっ てしまうというイメージである。
④ (第2回専門委員会) 事業箇所の希少野生動植物については、移 植するのか。	移植する。なお、前回の希少野生動植物の 調査から期間が経過しているため、工事着 手に再調査予定である。
⑤ (第2回専門委員会) 法面については主に落石対策がなされて いるが、近年、地すべり等の斜面自体の崩壊 はなかったか。	なかった。平成28年の台風第10号災害の 際には、沢筋から多量の土砂流出はあった が、道路脇の法面が崩れた例はない。
⑥ (第2回専門委員会) 元々落石の被害を受けにくいようなルー ト検討はしないのか。	複数のルートを経済性等を比較検討した 上で、現在のルートとしている。
⑦ (第3回専門委員会) ・ 道路整備により騒音量が高まったため環境 改善便益が低下したとの説明だが、現地を調 査した際の印象では、当該事業箇所周辺は民 家も少なく、騒音の増加に伴う環境改善便益 の低下があるとは思えなかった。 ・ 都市部と山岳部で評価基準を分けるなど、 実態に即した評価をできるよう、評価基準の 改善を検討願いたい。	便益は国のマニュアルに基づき算出して おり、マニュアル上、都市部と山岳部で分け る手法はとっていない。 ※今回追加説明あり。

3 通常砂防事業（二級河川普代川水系 普代村）

第1回専門委員会での質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① (第1回専門委員会) 計画期間どおりに事業を完了させる上で、懸念となる事項はあるか。	用地の契約に至っていない箇所があるが、事業に対しては協力いただける方向で進んでいるため、計画どおりに進む見込みである。
② (第1回専門委員会) 代替地にすることによって、コストや計画期間、本来の目的である土砂災害に対する効果への影響はどの程度あるか。	コストや計画期間への影響は軽微なものと考えている。土砂災害に対する効果への影響もないと判断している。
③ (第1回専門委員会) 計画どおりに事業を進めるために、用地交渉はどれくらいの期間を想定しているか。	登記完了まで1年から1年半程度を想定している。

4 総合流域防災事業（地すべり）（一級河川北上川水系 八幡平市）

第1回専門委員会での質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① (第1回専門委員会) ・ 集水井は維持管理費がかかるということだが、抑止杭工の場合はかからないのか。 ・ 杭工を新たに作るよりも、集水井を維持管理する方が費用を抑えられるという判断か。	<ul style="list-style-type: none"> かからない。効果の発現状況を見て、新たに杭工を作る必要が生じた場合は、維持管理費ではなく建設費に計上される。 そのとおりである。
② (第1回専門委員会) 維持管理費は再評価時から計上されているが、当初から見込めなかったか。	当該箇所の集水井は維持管理が必要なものであるため、当初から見込むべきものであった。今後同様の箇所があれば、着手時から維持管理費を見込んでいく。

5 都市計画道路整備事業（都市計画道路荒瀬上田面線 二戸市）

第1回から第3回専門委員会での質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
<p>① (第1回専門委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮橋は詳細設計後に構造を変更し工事費が増額となったということだが、本体の橋を設計する時点で、仮橋についてもある程度の想定はできなかつたか。 ・ 本体の橋の設計は変更がなかつたか。 ・ 仮橋の部分の地盤が局所的に異なっていたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備設計の段階では、近接する既設の橋の資料を活用した。 ・ 本体の橋については、当初の設計どおりである。 ・ そのとおりである。
<p>② (第1回専門委員会)</p> <p>交通事故減少便益がゼロになるのはなぜか。</p>	<p>算定因子に「交差点の数」があるが、今回の事業によって交差点の数が変わらないためである。</p>
<p>③ (第2回専門委員会)</p> <p>事業の途中で、仮橋に係る基礎工の変更により事業費の増額が生じているが、はじめから仮橋の部分についてもボーリング調査をすべきではなかつたか。</p>	<p>予備設計時点では、近接している地質調査結果から地質状況を推定している。また、露岩状況や既設橋脚が浅い位置で直接基礎であったことから、予備設計時点で仮橋の橋脚は直接基礎としていた。</p>
<p>④ (第2回専門委員会)</p> <p>仮橋の橋脚の位置は、この他に案がなかつたか。</p>	<p>川の位置や本線とのすりつけの位置から、現在の位置に決まる。</p>
<p>⑤ (第2回専門委員会)</p> <p>仮橋に係る基礎工変更前後の支持力の計算はどのようになっているか。</p>	<p>(第3回専門委員会で補足説明済。)</p>
<p>⑦ (第3回専門委員会)</p> <p>【意見】</p> <p>予備調査の時点で仮橋の位置についてもボーリング調査を行っていれば、ここまでの増額にならなかつたのではないか。予備調査の予算が限られているのは理解できるが、今後は細心の注意を払って調査を行い、事業の途中で大きな増額が生じないように設計してもらいたい。</p>	<p>(意見のみのため回答無し。)</p> <p>※意見は、<u>答申案への反映を含めて対応を検討。</u></p>

令和元年度公共事業事後評価調書 目次

農林水産部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業	徳田第二(矢巾町)	11-17
2	漁港漁村課	漁港整備事業	野田漁港(野田村)	19-24

県土整備部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
1	道路環境課	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	盛岡環状線(滝沢市)	25-29

公共事業 事後評価調査

令和元年8月9日作成

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課
路線名等	—	地区名	とくだいに 徳田第二	市町村 紫波郡矢巾町

(1) 事業目的 〔事業根拠法令等：土地改良法〕

① 解決すべき課題

- ・ 本地区は、昭和28～29年に区画整理されているが標準区画が10aと小さいほか、農道の幅員が2m程度と狭いため、大型農業機械の導入が困難であり、効率が悪い農作業を余儀なくされていた。
- ・ 水路は、用水と排水が兼用の土水路が大半であり、安定的な用水供給が行われていないほか、十分な水路深さが確保されていないことから、水田の汎用化に支障をきたすとともに、泥上げや草刈りなど水路機能の維持に多大な労力を費やしていた。
- ・ 水田の大区画化等の遅れにより、生産コスト低減に向けた対応や大型農業機械作業での農地利用集積の加速化に支障をきたしているため、区画整理や農道、用排水整備等が必要であった。

② 整備によって得られる効果

- ・ 生産コストの低減や、用排水分離による良好な水管理、水田の汎用化等により生産性が向上し、担い手への農地利用集積が加速するとともに、安定した農業経営が展開される。
- ・ 用排水分離により、用水路をパイプライン化し、安定した用水を供給するとともに、良好な水管理が図られる。また、田面と高低差がある排水路や暗渠排水の整備により、地表排水の改善や地下水水位低下による水田の汎用化も図られる。
- ・ ほ場の大区画化や農道の整備により、大型農業機械の導入による効率的な農作業が可能となり、労働時間が短縮されるなど生産コストの低減が図られる。

事業 (2) 事業内容

区画整理A=88.8ha、農道工L=10.2km、用水路工L=16.2km、排水路工L=9.2km、暗渠排水工A=84.8ha

業 (3) 整備目標等

- ・ 「希望郷いわての農業農村整備計画」(H21～H30)における整備目標
水田整備率 H20：49% → H30：54%

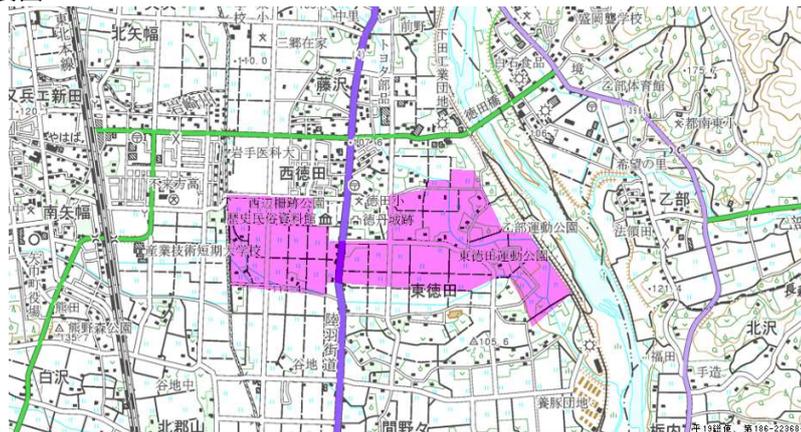
概 (4) これまでの評価経緯

再評価：なし

要

事業着手	H17年度	事業期間	H17～H26 —～— H17～H22	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	H19年度	工事着手	H19年度
事業費(百万円)	当初計画 総事業費 (H17) (うち用地費)		再評価時 総事業費 (—) (うち用地費)		最 終 総事業費 (H26) (うち用地費)		財 源	
	1,548 (36)		— (—)		1,148 (5)		国庫 574 県費 344 その他 230	

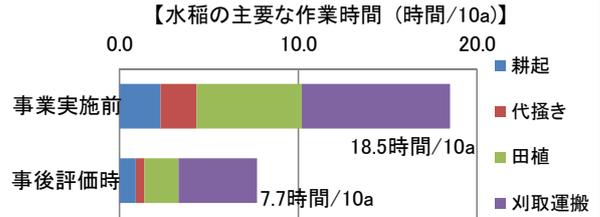
事業概要図



整備効果の発現状況

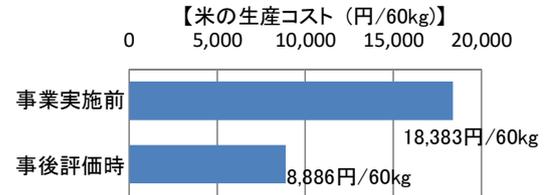
○労働時間の縮減

10a当たり水稻の主要な作業時間（耕起、代かき、田植、刈取運搬）は、事業実施前(H16)の18.5時間に対し、事後評価時で7.7時間（約5分の2）となっており、大幅に縮減。



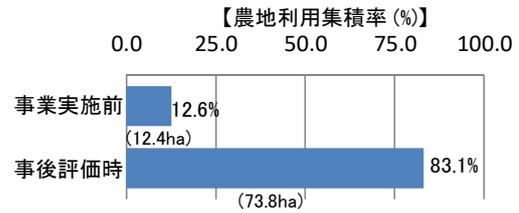
○生産コストの低減

60kg当たり米の生産コストは、事業実施前(H16)の18,383円に対し、事後評価時で、8,886円（約2分の1）となっており、大幅に低減。



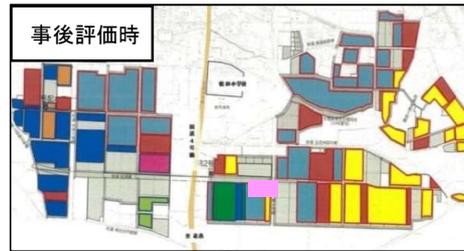
○農地利用集積の状況

農地利用集積率は、事業実施前(H16)の12.6%に対し、事後評価時で83.1%となっており、事業実施により農事組合法人や個人担い手への農地利用集積が大きく進展。



$$\text{農地利用集積率(\%)} = \frac{\text{法人、個人担い手が経営する面積}}{\text{地区の農地面積}} \times 100$$

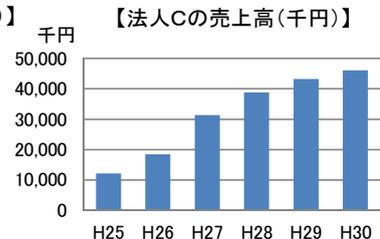
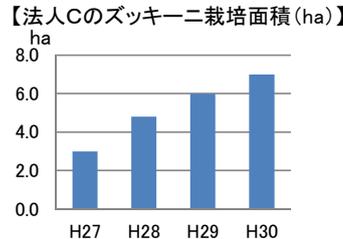
事業の効果等



- 有限会社A
- 農事組合法人B
- 農事組合法人C
- 認定農業者A
- 認定農業者B
- 認定農業者C
- 認定農業者D
- 認定農業者E
- 個人営農

【実例】農事組合法人 C

- ・ ほ場整備を契機に農事組合法人を設立し、事後評価時には21.6haの農地を集積。
- ・ また、高収益作物として、ズッキーニの栽培に取り組み年々規模を拡大。



○費用便益分析

事後評価時の費用対効果分析手法は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年農林水産省農村振興局長通達）による。

（単位：百万円）

区分		事業着手時 (基準年:H16)	事後評価時 (基準年:H30)	備考
費用項目	事業費(現在価値化)①	1,525	1,562	総費用便益方式は、資産価値及び再整備費を含む
	関連事業費等②	0	1,570	
	総費用C(③=①+②)	1,525	3,132	
便益項目	作物生産効果	5	1,219	
	営農経費節減効果	76	2,951	
	その他の効果	32	240	
	妥当投資額・総便益額B(④)	1,952	4,410	
評価期間	-	49	工事期間9年+40年	
費用便益⑤=④÷③		1.28	1.41	
費用便益分析手法		投資効率方式	総費用総便益方式	

※ 費用便益が増減した理由

農林水産省では、平成19年3月に費用分析手法を「投資効率方式」から「総費用総便益方式」に見直した。このため、計画変更時(H24)から、総便益方式により費用便益費を算出している。

受益農家を対象にしたアンケート結果

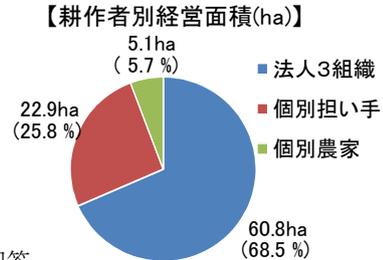
○アンケート調査の概要

- ① 調査対象 : 地区内全戸の農家 (149人)
- ② 調査時期 : 平成31年2月
- ③ 回収結果 : 有効回答率63% (95/149)
- ④ 回答者属性 : 年齢 39歳以下(0%)、49歳以下(2%)、59歳以下(12%)、69歳以下(42%)、70歳以上(43%)

○アンケート結果から考察する効果の発現状況

(1) 農家の経営規模について (問1)

- ① 法人3組織 (いずれも10ha以上の経営規模) が地区の3分の2の農地で営農している。



(2) 農家が評価した事業評価 (問2、問3、問4、問5)

- ① 回答者の81%が「事業を実施して良かった」と回答。
- ② 回答者の76%が「事業によって営農時間が短縮した」と回答。
- ③ 回答者の90%が「事業によって用水路、排水路の維持管理が楽になった」と回答。
- ④ 回答者の66%が「事業によって生産費が低減した」と回答。

・ これは、水田の大区画化や農道の拡幅整備により大型機械の導入が可能となり、また、用水路のパイプライン化と排水路のコンクリート化が行われたことから、効率的な農作業ができるためと推測される。

・ また、「道路幅員が広くなり、車両が通行しやすくなった」との意見もあり、農作業のみならず農村地域に住んでいる方々の生活環境の改善につながったと推測される。

(3) その他意見

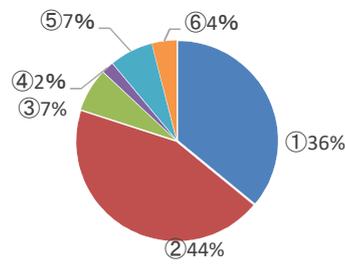
- ・ 暗渠排水により、湿田が解消され、転作作物の品質向上や収量が増加するとともに、ズッキーニなど、新たな作物の導入が可能となった。
- ・ 大型機械は法人が購入し、個人で購入する必要がなくなり、負担が減った。

利
用
者
等
の
意
見

(問1) 経営規模を教えてください。

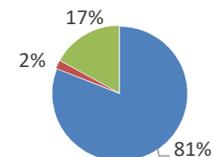
(法人又は組織の場合は経営規模)

- ① 1ha未満 16人 (36%)
- ② 1～2ha 20人 (44%)
- ③ 2～3ha 3人 (7%)
- ④ 3～4ha 1人 (2%)
- ⑤ 5～10ha 3人 (7%)
- ⑥ 10ha以上 2人 (4%)



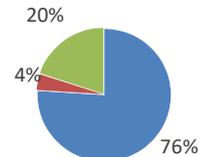
(問2) ほ場整備事業を実施して良かったですか？

- ① はい 42人 (81%)
- ② いいえ 1人 (2%)
- ③ どちらでもない 9人 (17%)



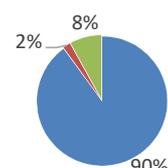
(問3) ほ場整備事業によって、営農時間が短縮しましたか？

- ① はい 37人 (76%)
- ② いいえ 2人 (4%)
- ③ どちらでもない 10人 (20%)



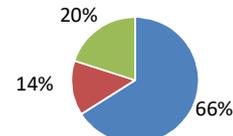
(問4) ほ場整備事業によって、用水路、排水路の維持管理が楽になりましたか？

- ① はい 45人 (90%)
- ② いいえ 1人 (2%)
- ③ どちらでもない 4人 (8%)



(問5) ほ場整備事業によって、生産費が低減しましたか？

- ① はい 19人 (66%)
- ② いいえ 4人 (14%)
- ③ どちらでもない 6人 (20%)



社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

- ・ 本地区は、ほ場整備と担い手への農地利用集積を図るため、平成17年度に着工し、26年度に完了。
- ・ 国は平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、平成30年産以降、行政による主食用米の生産数量目標の配分を廃止することなどを内容とする「米政策の見直し」を決定。
- ・ その後、平成27年11月には「総合的なTPP関連政策大綱」が策定され、その分野別施策展開では、農地の更なる大区画化・汎用化や中山間地域における担い手の所得向上を図ることとされた。
- ・ また、平成28年8月には計画期間を平成28年度～令和2年度とする「土地改良長期計画」が策定され、「個性と活力のある豊かな農業・農村の実現」を基本理念とし、3つの政策課題（Ⅰ.豊かで競争力のある農業、Ⅱ.美しく活力のある農村、Ⅲ.強くてしなやかな農業・農村）が掲げられた。
- ・ 「豊かで競争力のある農業」では、2つの政策目標（1.産地収益力の向上、2.担い手の体質強化）を掲げ、高収益作物への転換による所得の向上、6次産業化による雇用と所得の増加及び担い手の米の生産コストの大幅削減を目指し、水田の大区画化・汎用化を進め、更なる所得増加を図っていくこととされた。

○関連する開発プロジェクト等の状況

① 関連事業名：国営かんがい排水事業盛岡南部地区（H元～H10）

関連事項：取水施設及び幹線水路等の整備

- ・ 主要施設である頭首工の改修、農業用排水路の新設・改修などが行われ、受益面積約4,800haの安定供給と、ほ場の汎用化が図られた。

② 関連事業名：県営排水対策特別事業徳田堰地区（H4～H9）

関連事項：排水施設の整備

- ・ 幹線排水路の整備を実施し、ほ場の汎用化が図られた。

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分）

- ・ 岩手県自然環境保全指針による保全区分は、「E」である。
- ・ 地区内に現況のビオトープ機能を保全した生態系エリアを設定し、ほ場整備の影響を受ける動植物について、盛岡地方希少野生動植物調査検討委員会の意見を仰ぎつつ、事前に引越しや移植を行うなど、保全に努めた。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地は事業範囲内に存在するが、発掘調査等を実施しその保護を行った。（事業完了後の環境の変化）
- ・ 周辺環境の変化は特に見当たらない。

(事業名) 経営体育成基盤整備事業					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者の意見	社会経済情勢等の意見			
H17	H26	1,548	1,148	-	発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化なし	なし	なし	なし

今後の課題等

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

① 総括的なコメント

- ・ ほ場の大区画化や農道の整備により大型機械の導入が可能となり、生産コストの低減が図られるとともに、農地利用集積率の向上によって担い手の確保・育成が図られ、効率的な農業が行われている。
 - ・ 水路の整備により用水が安定供給されるとともに、水管理が軽減されている。
 - ・ 排水路や暗渠排水の整備により、水田の汎用化が図られ、小麦などの転作作物の導入及び単収・品質が向上している。また、タマネギやズッキーニなどの高収益作物の導入が図られている。
 - ・ 農道が整備され車両が通行しやすくなるなど、農作業のみならず農村地域に住んでいる方々の生活環境の改善にもつながっている。
- 以上により、当初期待された事業効果は十分に発揮されている。

② 改善措置の必要性

- ・ 特になし。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

① 今後の同種の事業計画・調査のあり方

- ・ 本事業は、農地の大区画化や汎用化、水管理の省力化など農業生産条件の向上と併せ、担い手への農地利用集積を図るものであり、地域の農業振興に大きく寄与するものである。
- ・ 整備された農地の一層の効果発現を図るため、農地中間管理事業の活用等により、担い手への農地の更なる集積による生産コストの低減等を通じた農家所得の増加を進めることが必要である。

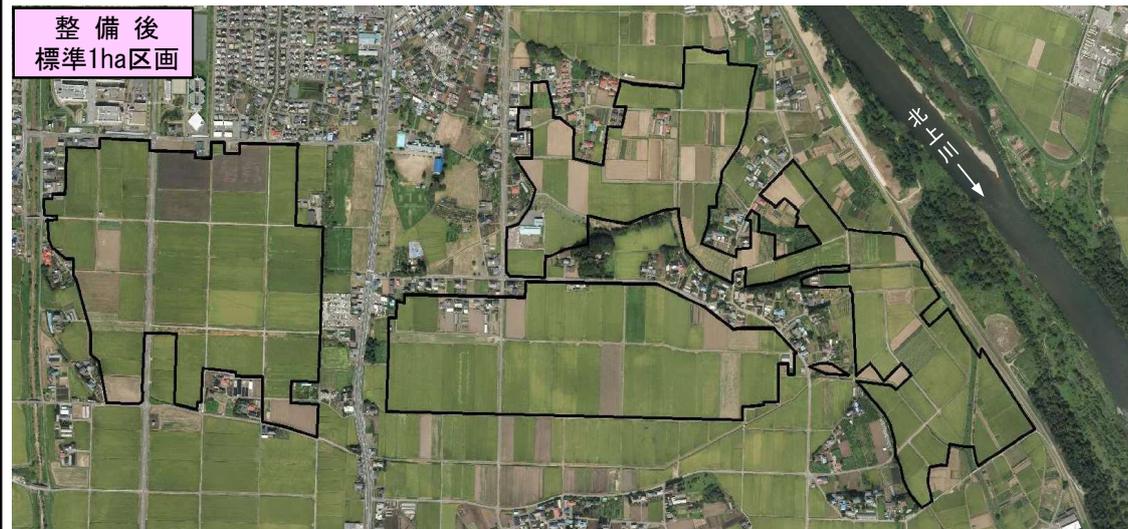
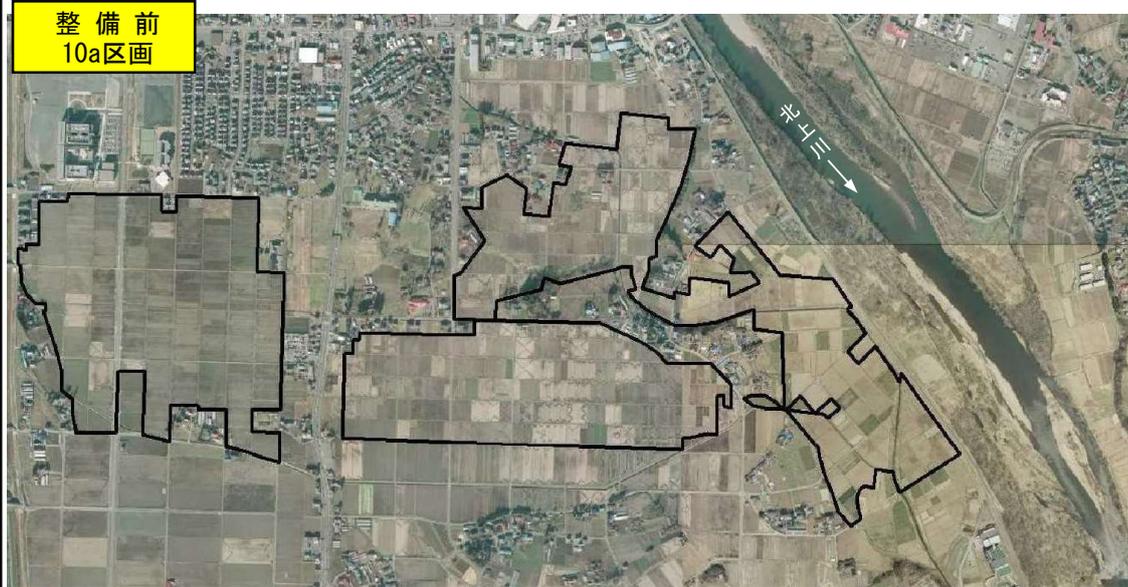
② 事業評価手法の見直し必要性

- ・ 特になし。

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	とくだいに 徳田第二	市町村	紫波郡矢巾町

○ 地区全景



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	とくだいに 徳田第二	市町村	紫波郡矢巾町

○大型機械の導入・稼働状況



【田植え】



【耕起】

○関連施設の状況



【鹿妻穴堰頭首工】



【稲荷場大分水工】

○近隣の産直施設等への出荷



ちよくばいじよ
【直売所のあるショッピングセンター】

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	とくだいに 徳田第二	市町村	紫波郡矢巾町

○転作作物及び高収益作物の作付状況

暗渠排水や排水路整備により、水田の汎用化が図られ、小麦などの転作作物の導入及び単収・品質が向上した。また、タマネギやズッキーニなどの高収益作物の導入が図られた。



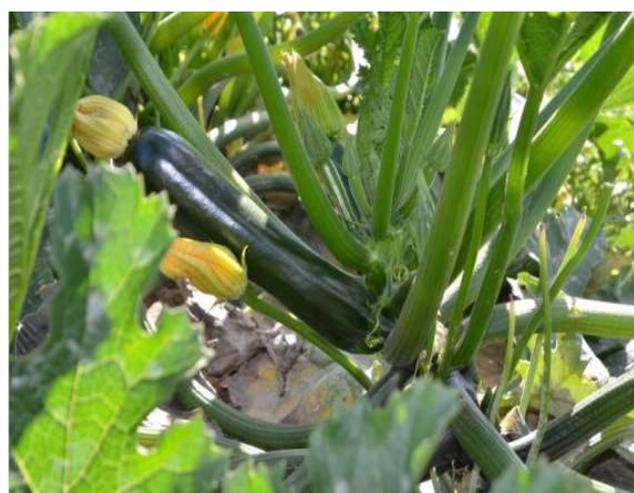
【小麦】



【タマネギ】



【ズッキーニ】

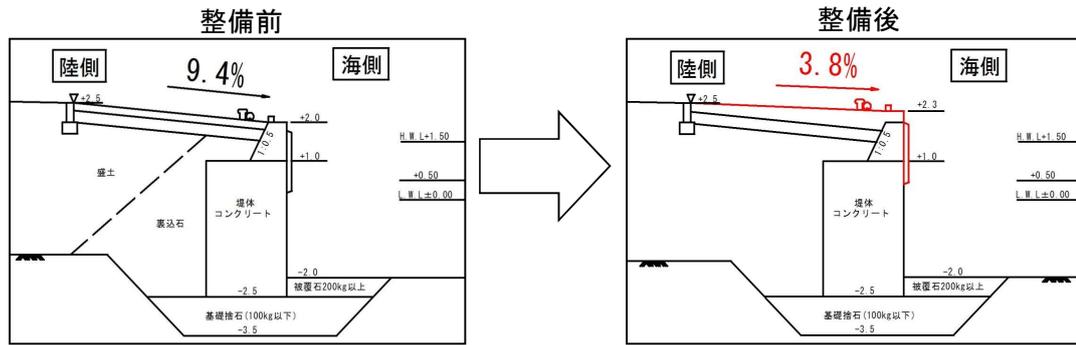


事業名	漁港整備事業		補助・単独	担当部課名	農林水産部漁港漁村課		
路線名等	のだぎょう 野田漁港	地区名	のだ 野田	市町村	野田村		
〔事業根拠法令等：漁港漁場整備法〕							
事業概要	(1) 事業目的						
	① 解決すべき課題 <ul style="list-style-type: none"> 本漁港は産地魚市場が立地しており、定置網漁業を中心とした水産物の流通拠点であるとともに、ホタテガイ等の海面養殖業の基地としての役割を有している。 昭和60年に築造された物揚場では、主力魚種であるサケや養殖ホタテガイ等の陸揚げ作業、定置網資材の積込積降作業等が行われているが、エプロン舗装部が急勾配であることから転落事故が発生するなど危険な作業を強いられていた。 ② 整備によって得られる効果 <ul style="list-style-type: none"> 物揚場の整備により、水産物（サケ、ホタテガイ等）の陸揚げ作業や漁具の積込積降作業等においてフォークリフトなどを活用した効率的かつ円滑な作業が可能となり、就労環境の改善が図られる。 また、漁業者の転倒や転落事故が解消されるとともに、海中への漁具の落下が防止されることにより漁業作業の安全性の向上が期待される。 						
	(2) 事業内容 -2m物揚場L=145m						
	(3) 整備目標等 経営資源（生産基盤）の有効かつ効率的な活用（漁港施設等生産基盤の復旧・整備）						
	(4) これまでの評価経緯 再評価無し						
事業着手	H26年度	事業期間	H26～H27 ～ H26～H27	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	-	工事着手 H26年度
事業費 〔百万円〕	当初計画 総事業費 (うち用地費)		再評価時 総事業費 (うち用地費)		最終 総事業費 (うち用地費)		
	25.0 (0.0)		-		41.2 (0.0)		
財 源							
国庫 27.5 県 9.6 他 4.1							
事業概要図							

整備効果の発現状況

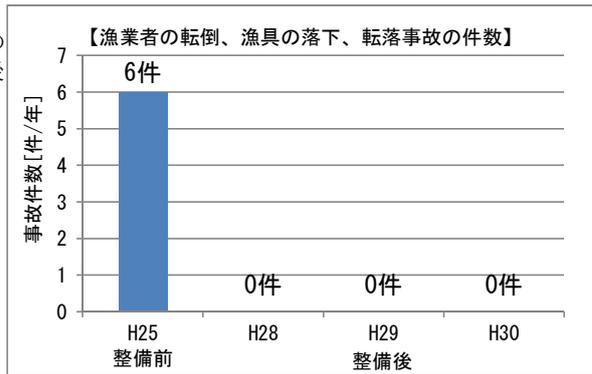
○効率的かつ円滑な作業環境の確保

急勾配 (9.4%) が解消され、就労環境の改善が図られた。



○安全性の向上

物揚場の整備前 (H25) は漁業者の転倒、漁具の落下等の事故が年間6件発生していたが、整備後は0件と改善した。



事業の効果を等

○費用便益分析

費用便益分析手法:水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン (平成31年3月改訂)

(単位:百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H25)	再評価時 (基準年:)	事後評価時 (基準年: R1)
費用項目	事業費	24.1		47.1
	総費用 (C)	24.1		47.1
便益項目	漁業就業者の労働環境改善効果	※ 66.9		78.5
	総便益 (B)	66.9		78.5
費用便益比 (B/C)		2.77		1.66

注1) 便益額を想定で算出している場合は(※)を付すこと。

注2) 前回評価時の便益項目が定性的な評価となっている場合は、事後評価時の便益項目には前回評価時との変化について説明すること。

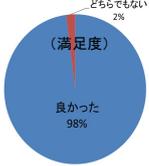
※費用便益が増減した理由

(総費用)

工事着事後、堤体への土圧を軽減するための裏込材が確認できなかったことから、軽量盛土による土圧軽減が必要となったこと、東日本大震災津波からの復旧・復興工事の増大に伴い労務費等が高騰したことにより、建設費用が増大したもの。

(総便益)

貨幣換算する際に使用している漁業者の労務単価が増大したものの。

利用者等の意見	<p>○基礎データ</p> <p>①調査対象：当該物揚場利用者（野田村漁業協同組合員）</p> <p>②調査対象者数：85名</p> <p>③調査方法：利用者へのヒアリング</p> <p>④調査時期：令和元年8月</p> <p>⑤回収結果：有効回答率61%（52人／85人）</p> <p>⑥回答者属性：30代(1人)、40代(9人)、50代(13人)、60代(20人)、70代以上(9人)</p> <p>○ヒアリング結果</p> <p>(効果)</p> <p>Q. 労働条件は改善されたか</p> <p>A. 改善された（100%）</p> <p><効果に関する主な回答理由（自由記載）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・急勾配による転倒や、資材の転落等が改善され安全性が向上した。 ・フォークリフト等の利用による物揚場の利便性が向上した。 ・水産物の陸揚げや漁具の積込積降作業等の効率性が向上した。  <p>(満足度) Q. 本事業を実施して良かったか</p> <p>A. 良かった（98%）、どちらでもない（2%） （・理由については（効果）の回答理由と同じ）</p>  <p>(改善点) Q. 今回整備した物揚場について、改善すべき点はあるか</p> <p>A. 物揚場の嵩上げにより、干潮時に小型船からの陸揚作業等がやりにくい時がある</p> <p>(意見要望) Q. その他なにか意見や要望はあるか</p> <p>A. 特にない</p>
社会経済情勢等の変化	<p>(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において、平成29年に漁港漁場整備長期計画が閣議決定され、重点的に取り組むべき課題の1つとして、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁業事業者の就労環境改善対策を推進している。 ・また、平成30年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、水産物の流通構造の改革として、物流の効率化や品質・衛生管理の強化等を進めている。 ・県においては、「復興関連道路」として整備を進めてきた主要地方道野田山形線野田工区が平成30年12月に開通したことから、野田漁港と内陸部を結ぶ物流ルートとしてアクセス性が向上し、物流の効率化及び東日本大震災からの復旧復興への寄与が期待されている。 ・一方、漁業事業者数の減少と高齢化が進んでいるとともに、サケ等の主要魚種の生産量が減少傾向にあるが、野田村漁協では、野田漁港の主要魚種であるホタテについて、「荒海ホタテ」と称しブランド化を推進しているところであり、農林水産省の地理的表示(GI)保護制度(平成29年11月10日)にも登録されている。 <p>○ 関連する開発プロジェクト等の状況</p> <p>特に無し</p> <p>(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</p> <p>(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県自然環境保全指針による保全区分「C」 <p>(事業実施において環境に配慮した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に際して「公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会」の構成員である有識者から、専門家としての助言を受けながら自然環境の保全に配慮している。 ・公害防止のため排出ガス対策型の建設機械を使用している。 <p>(事業完了後の環境変化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前と比較し自然環境の変化は見られない。

(事業名) 漁港整備事業					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
H26	H27	25	41	-	発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化なし	なし	なし	なし

(1) 当該地区についての総合的なコメント及び改善措置の必要性

① 総合的なコメント

- ・ 物揚場の整備により、水産物（サケ、ホタテガイ等）の陸揚げ作業や漁具の積込積降等の準備作業などにおいてフォークリフト等を活用した効率的かつ円滑な作業が可能となり、就労環境の改善が図られた。
 - ・ また、漁業者の転倒や転落事故が解消されるとともに、海中への漁具の落下が防止されることにより漁業活動の安全性が向上した。
 - ・ 利用者からのヒアリングでは、物揚場の整備により安全性や作業の効率性が向上した等の肯定的な意見が占めている。
- 以上より、当初期待された事業効果は十分に発揮されている。

今
後
の
課
題
等

②改善措置の必要性

- ・ 事業効果が発揮されていること、利用者等の意見が肯定的であることから、改善措置の必要はない。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

- ・ 漁港整備事業のうち、今回整備した本漁港については、危険な作業を強いられていた実情を踏まえ、事業計画を策定したものであり、整備後における利用者の意見においても満足度が高いことから、今後の同種の事業計画・調査のあり方の見直しの必要はない。
- ・ 引き続き、地域の実情を適切に把握し、水産業の振興に向けた漁港の整備に取り組んでいく。

②事業評価手法の見直し必要性

- ・ 事業評価手法の見直しの必要はない。

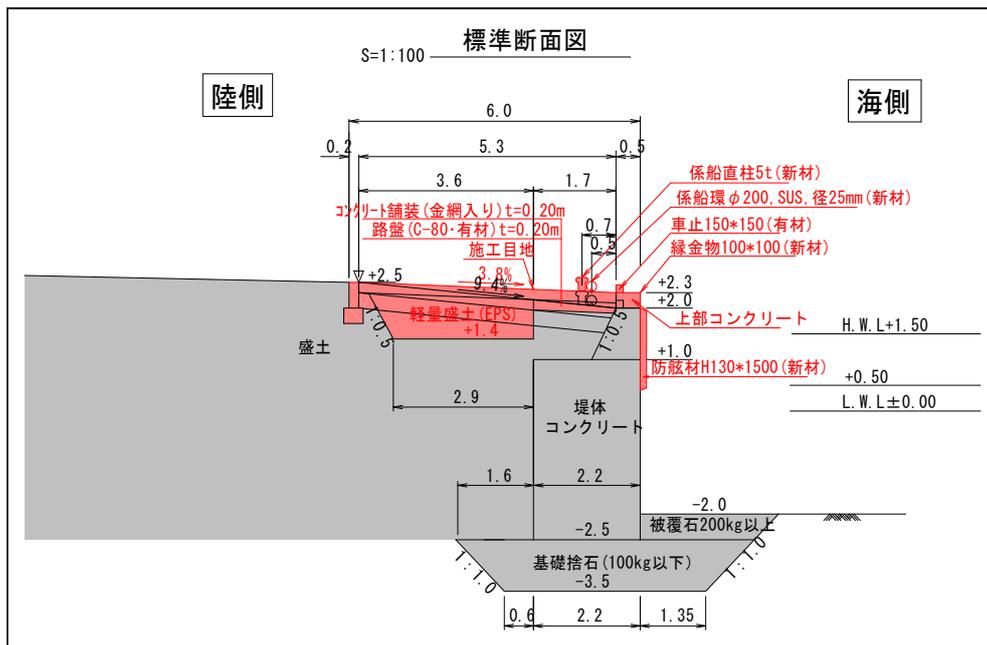
公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	漁港整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部漁港漁村課
路線名等	のだぎこう 野田漁港	地区名	のだ 野田	市町村 野田村

①整備前：急勾配(9.4%)となっているため、転落事故が発生するなど危険な作業を強いられていた



②整備後：物揚場を改良(勾配:3.8%)したことで漁業作業時の安全性が向上し、効率的かつ円滑な作業環境を確保した



公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	漁港整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部漁港漁村課	
路線名等	のたぎょう 野田漁港	地区名	のた 野田	市町村	野田村

○利用状況写真



【定置（サケ等）の水揚げ】



【ホタテガイの水揚げ】



【ホタテガイの選別】

事業名	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)		(補助)・単独	担当部課名	道路環境課
路線名等	主要地方道 モリカカンジョウセン 盛岡環状線	地区名	ザワ 野沢	市町村	滝沢市

[事業根拠法令等：交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法、道路法]

(1) 事業目的

当該地区は滝沢東小学校及び滝沢第二中学校の通学路に指定されており、また、近接する I G R 滝沢駅の利用者（自転車・歩行者）も多い地区である。しかし、歩道が未整備であるため、自転車・歩行者の安全確保が非常に困難な状況にあった。

特に I G R 線との立体交差点（ボックス内部）は、歩行者と通行車両とのすれ違いのみならず、対向車との事故の危険性も非常に高く、毎年のように事故が発生した。また、地元からも早期改善の要望が多く寄せられており、早急に歩道を整備し、自転車・歩行者の安全を確保する必要があった。

そのため、歩行者の安全確保を目的とした歩道整備事業を実施したものである。

(2) 事業内容

整備延長 L=370.7m、幅員 W=6.0 (11.5) m 歩道幅員 W=2.5 m

(3) 整備目標等

いわて県民計画における目標値（～平成30年度）

県内の国道及び県道における通学路の歩道設置率(目標値) : 平成19年度末 (72.6%)
平成22年度末 (74.1%)
平成30年度末 (75.6%)

(4) これまでの評価経緯

平成23年度：再評価：要検討（事業継続）

事業計画の変更等：事業計画の変更（歩道ボックス整備→車道+歩道ボックス）

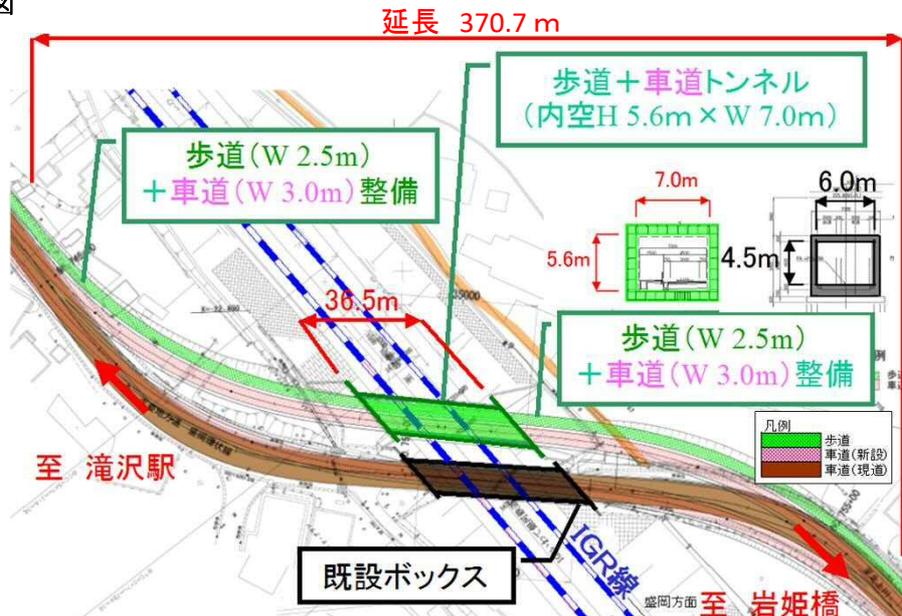
計画延長の変更（道路改良事業との調整のため）

政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。

事業概要

事業着手	H18年度	事業期間	H18 ～ H27 H18 ～ H26 H18 ～ H22	最終全体事業期間 (再評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	H23年度	工事着手	H24年度	
事業費〔百万円〕	当初計画 総事業費 (H18) (うち用地費)	再評価時 総事業費 (H23) (うち用地費)	最終 総事業費 (H27) (うち用地費)			財 源			
	220.0 (10.0)	2,000.0 (130.0)	2,061.0 (33.0)			国庫	1,232.0		
					県	829.0			
					他				

事業概要図



整備効果の発現状況

○歩行者の通行の安全性を向上

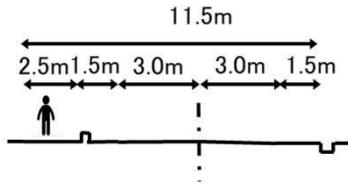
- ・歩行空間と車両走行空間の混在
- ↓
- ・車道と独立した歩行者空間を確保

○道路改良に伴う走行性の向上

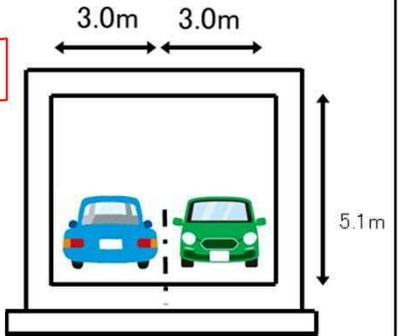
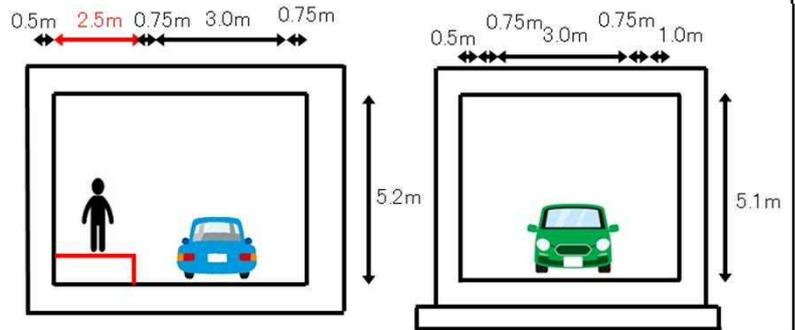
- ・幅員の確保 (6.0(10.2) → 6.0(11.5))
- ・【ボックス部】幅員の確保 (5.5(6.0) → 6.0(13.5))

整備後

標準断面



標準断面(ボックス部)



○交通事故の減少

本事業が完成する以前の平成10年から平成14年度までに21件の事故(うち死亡事故1件)が発生していたが、整備完了後は事故が発生していない。

○費用便益分析

費用便益分析手法:道路投資の評価に関する指針(案)平成10年6月発行(単位:百万円)

区 分		事業着手時 (基準年: H18)	再評価時 (基準年: H23)	事後評価時 (基準年: H31)
費用項目	改築費(現在の価値)	220.0	1,780.8	2,541.1
	維持費(現在の価値)	9.9	17.7	23.3
	総費用(C)	229.9	1,798.5	2,564.4
便益項目	時間短縮便益		888.9	965.5
	走行経費減少便益		46.2	36.6
	事故減少便益		53.1	25.1
	便益①	0.0	988.2	1,027.2
	環境改善便益		-3.6	-3.5
	大型すれ違い		1,492.7	1,897.3
	歩行快適性	876.1	712.3	280.7
	その他 便益②	876.1	2,201.4	2,174.5
小計①+②	876.1	3,189.6	3,201.7	
修正便益	0.0	1,125.9	1,080.8	
総便益(B)	876.1	4,315.5	4,282.5	
費用便益比(B/C)				
修正便益含み	3.8	2.4	1.7	
費用便益比(B/C)				
修正便益除き	3.8	1.8	1.2	

事業の効果等

※費用便益が増減した理由

- ・人件費や資材の高騰および諸経费率の上昇により、費用が増加したため。
- ・歩道整備区間を見直したことにより歩行快適性の便益が減ったため。

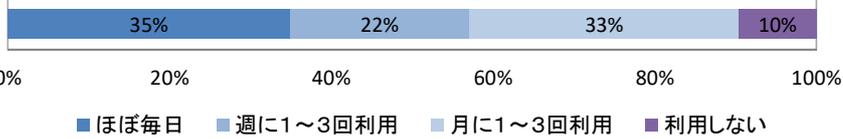
主要地方道盛岡環状線野沢地区歩道等整備に関するアンケート調査結果

- 調査対象：野沢地区（川前自治会）の住民及び滝沢駅利用者
- 調査期間：令和元年7月12日～7月26日（14日間）
- 有効回答：439人 回収率33.0%（450/1,330人）

1 整備区間の利用頻度

(Q. 整備した区間の道路をどのくらいの頻度で利用していますか)

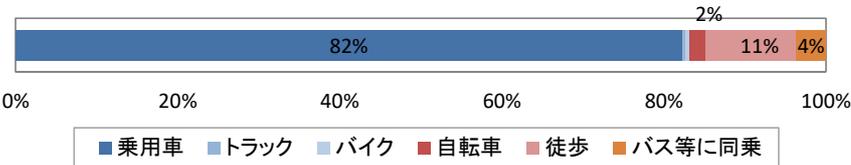
アンケート回答者のうち、当該整備区間の利用頻度の高い方（月に数回以上利用）の割合は約9割となっており、今回整備区間の利用頻度が高いという結果が得られた。



2 整備区間を通行する主な手段

(Q. 整備区間を通行する際の主な交通手段について教えてください)

「乗用車」と回答した方が82%と多く、「バス等に乗乗」「トラック」を含めると、約9割の方が車両による通行であり、自動車交通への依存が高いという結果が得られた。



3 整備による乗用車等車両で利用する方における歩行者の安全確保

(Q. 今回の歩道整備を実施したことで歩行者の安全が確保されたと思いますか。)

乗用車等の車両で利用する方の9割の方が歩道整備により歩行者の安全が確保できたと回答しており、整備効果があったと判断される。



4 整備による自転車・徒歩で利用する方における歩行者の安全確保

(Q. 今回の歩道整備を実施したことで歩行者の安全が確保されたと思いますか。)

自転車・徒歩で利用する方の8割が歩道整備により歩行者の安全が確保できたと回答しており、整備効果があったと判断される。



5 歩道整備の満足度

(Q. 歩道整備を行った内容について満足度はどのくらいですか。)

約9割5分の方が「満足」「やや満足」と回答し、「不満」と回答された方がいなかったため、地域満足度が高かったと判断される。



6 自由意見（歩道整備の改善点等）

道路が広がったので安心して帰れます。
 安心して歩行できるようになりました。
 大変走りやすくなったと思います。
 整備に時間がかかり工事も大変であったと伺ってましたが整備はありがたいと思います。
 左右に歩道があればもっとよかった。
 計画から12年、通学・通勤の安全確保に年数がかかり過ぎです。

社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

- ・通学路指定区間の変更（指定区間の延長減）
- ・通学路緊急合同点検（平成24年）に該当

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

なし

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

（動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手自然保全指針による保全区分）

- ・岩手県自然環境保全指針による保全区分：「C」
- ・希少野生動植物の有無：無し
- ・埋蔵文化財等の有無：無し

（事業実施において環境に配慮した事項）

- ・アスファルト舗装に再生合材を使用

（事業完了後の環境の変化）

- ・地形改変は最小限にとどめたことから、環境変化は特にみられない。

(事業名)		道路環境改善事業 (交通安全施設整備)			評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費 (百万円)	完成時事業費 (百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
H18	H27	220	2,061	H23	発現している	肯定的な意見が多い	なし	なし	あり	なし

今後の課題等

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業は、通学児童等歩行者の安全確保を目的として、歩道の整備を行ったものである。事業実施により、歩行者と通行車両が分離されたことにより、整備後の事故件数が0件となり、歩行者の安全が確保されたものと判断される。
また、アンケート調査においても、整備効果があったとする意見が概ね9割を占めたことから、事業計画において想定した整備効果が発現したものと判断される。

②改善措置の必要性

事業効果の発現を確認しており、改善措置の必要はないと判断される。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

事業計画について、住民説明会を工事着手前に開催し理解を得て、事業を進めた。しかしながら、事業完了後に行った調査（アンケート）では、両側に歩道をつけてほしいなどの意見も寄せられていることから、今後は工事実施中にも住民説明会を開催する等、地域住民の意見を聴き、必要に応じて事業計画を見直す等により進めていくこととする。

②事業評価手法の見直し必要性

事業効果の発現を確認したことから、見直しの必要性は特に認められない。

公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)		補助・単独	担当部課名	道路環境課
路線名等	主要地方道 盛岡環状線	地区名	野沢	市町村	滝沢市

○事業整備前後の状況

・整備前

・整備後



写真① (整備前)



写真① (整備後)



写真② (整備前)



写真② (整備後)



写真③ (整備前)



写真③ (整備後)

令和2年度以降の公共事業評価及び大規模事業評価の進め方について

【協議内容】

東日本大震災津波からの復旧・復興業務に配慮し再評価及び事後評価の簡素化措置を継続してきたが、国の復興期間が令和2年で終了となること等を踏まえ、今後の取扱いを以下のとおり見直すもの。

- ・再評価 令和3年度に簡素化措置を廃止し、再評価を行った全事業を諮問する。委員会運営に当たっては、一件当たりの審議時間を確保できるよう配慮する。
- ・事後評価 令和3年度に簡素化措置を廃止するが、同等の措置を継続する。

1 現在の公共事業評価及び大規模事業評価の進め方について

東日本大震災津波（以下「震災」という。）からの復旧・復興業務への対応が必要なことから、再評価及び事後評価について、以下のとおり簡素化措置を講じている。

(1) 政策評価委員会に諮問する再評価事業案件の限定

実施要領において再評価を行った全事業を委員会に諮問することとされているが、震災後は、実施要件、進捗率等、評価結果及び付帯意見の有無により、委員会に諮問する案件を限定。

※毎年度末に次年度の委員会日程を説明する際、諮問対象事業を限定している旨を説明し了承いただいている。

諮問対象外とする要件（令和元年度）：次の①～④いずれにも該当すること

- ① 再評価の実施要件が「事業着手から10年度内に完了見込みなし（知事が行う政策等の評価に関する規則（以下「規則」という。）第9条2項2号）」又は「再評価の翌年度から5年度内に完了見込みなし（規則第9条2項3号）」であること。
- ② H30年度末時点の進捗率が概ね90%以上又は同一事業*で当該地区より総事業費が大きい再評価地区が同一年度に委員会に諮問されること。
- ③ 再評価の中項目評価に「c」がないこと。
- ④ 前回の再評価又は事前評価に係る委員会の答申に付帯意見が付されていないこと。

ただし、上記の要件に該当する場合であっても、国庫補助事業に関し委員会の答申書が求められる等、委員会での審議を要するときは諮問を妨げない。

※ 同一事業とは、規則第9条第1項の（1）～（13）の事業毎とする。

(2) 事後評価件数の限定

事後評価実施計画への掲載事業数を年6事業程度としていたが、震災後は、年4事業程度に限定。

※事後評価実施計画の説明の際に、対象事業を限定している旨を説明し了承いただいている。

2 令和2年度以降の進め方について（案）

(1) 再評価関係

- 国の復興期間である令和2年度までで簡素化措置は廃止し、令和3年度から再評価を行った全事業を諮問する。
- 委員会を以下のとおり運営することにより、一件当たりの審議時間を十分確保し、専門的な審議ができるよう配慮する。
 - ・ 第1回委員会で全事業を簡潔に説明した上で、現在の簡素化措置基準に該当するもののほか委員会が特に必要と認めたものを詳細審議案件として決定する。
 - 第2回以降は、詳細審議案件のみを審議する。

- ・ これに伴い、専門委員会の開催回数は、公共事業評価専門委員会にあつては、現在の年5回程度から6回程度に、大規模事業評価専門委員会にあつては、案件の状況により現在の6回程度から7回程度に増加する見込み。

(2) 事後評価関係

- 震災からの復旧・復興に係る業務増大を理由とした簡素化措置は、令和2年度で廃止する。
- 令和3年度以降は、以下の理由から、引き続き、評価対象事業数を年4事業程度として運用する。
 - ・ 制度導入時点では、事後評価の目的である「同種の事業を実施する際の参考とする」の達成のため評価事例の蓄積を図る必要性が高かったが、制度の導入から一定期間が経過し事例が蓄積されてきていること。
 - ・ 事後評価の実施には、担当課の業務及びB/C算定に係る財政支出等の一定規模の評価コストを伴うこと。

公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

1 事後評価実施計画の策定に関する規定について

- ・ 公共事業評価実施要領 抜粋
 - 第4 各部長は、毎年度、政策地域部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策地域部長に報告するものとする。
 - 2 政策地域部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。
- ・ 大規模事業評価実施要領
同上

・ 事後評価の対象（公共）

事業名	評価の対象（実施要領第2第2項）
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの
農業農村整備事業	事業完了後概ね5年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね3年から6年を経過したもの
その他の事業（道路事業、農業農村整備事業及び水産基盤整備事業以外の事業）	事業完了後概ね3年から5年を経過したもの

・ 事後評価の対象（大規模公共）

事業名	評価の対象（実施要領第2第2項）
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね6年を経過したもの
その他の事業（道路事業及び水産基盤整備事業以外の事業）	事業完了後概ね5年を経過したもの

2 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

今年度においては、令和2年度から4年度までの3年度分の計画を策定することとし（別紙1の年次計画を参照）、農林水産部・県土整備部に対象事業を照会の上、以下の方針により計画案を別紙2のとおり作成した。

- ・ 年間の事後評価実施地区数は、大規模公共事業と合計で年4地区とした。
- ・ 年4地区の内訳は、道路事業1、農業農村整備事業1、その他の事業2地区を基本とした。その他の事業については、実施間隔の兼ね合い等を考慮し、ほぼ全ての事業が3年に1度事後評価の対象となるよう選定した。
- ・ 大規模事業は優先して選定した。（令和4年度道路事業※）
（※3地区該当するが、総事業費が最大の1地区を選定した。）
- ・ 海岸事業、港湾事業、空港事業、下水道事業については事後評価対象地区の該当がなかった。
- ・ 水産基盤整備事業については、事後評価の対象地区はあるが、今年度に事後評価を行っていることから、今回の選定では他の事業を優先した。

公共事業事後評価実施計画策定の年次計画について（大規模公共事業分を含む）

	事後評価実施計画の計画年度															
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
評価実施地区の選定状況	選定済み				/	選定済み								一部選定済み 今回の見直し・選定対象		

事業ごとの選定状況

事業名	選定の頻度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	今回見直し		今回選定
		R2	R3	R4												
農業農村整備事業	毎年度選定 (R1年度はR4年度分を選定)	■	■	大■	/		大■	大■2	大■	大■	■	■	■	大■	■	■
道路事業（道路建設）		■	大■	大■	/	大■		■		大■		■		大■		大■
道路事業（道路環境）		■	■	■	/		■		■		■		■		■	
治山事業	3年度ごとに選定 (3年分の候補地区の中から選定)	■			/		■		■					■		
林道事業				■	/		■					■				■
水産基盤整備事業					/	■							■			
河川事業		大■			/	大■		大■			■			■		
海岸事業				大■	/	大■	大■									
砂防事業				■	/			■			■					■
都市計画事業		■			/		■					■			大■	
下水道事業					/											
公営住宅建設事業			■		/		■		■						■	
港湾事業					/	大■					■		大■			
空港事業					/						大■					
合計		6地区	4地区	6地区	/	6地区	7地区	5地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区

※道路事業については、H22年度まで「道路建設」「道路環境」をそれぞれ毎年度実施していたが、震災対応等を考慮し、H24年度から当面は交互に実施することとしているもの。

※選定にあたっては、大規模事業を優先することとし、大規模事業事後評価を実施する事業については、原則、同年度内に同種の公共事業の事後評価を実施しないこととする（大規模事業と公共事業の地区をプロジェクト構成事業としてまとめて事後評価する場合を除く）。

公共・大規模事業事後評価実施計画 (案)

別紙2

事後評価実施年度	公共・大規模の別	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費(千円)	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考	
R2	大規模	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	一関市平泉町	一関第1地区	区画整理723.0ha 暗渠排水700.0ha	8,399,729	H12	H27	-	H22	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の整備を行う。	
	大規模	道路事業(道路建設)	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)	一般国道340号	和井内道路	道路改築 L=4,890m	5,571,000	H9	H28	-	H23	宮古市中里から同市和井内間の線形不良、幅員狭小の隘路区間の解消を図り、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上を図るもの	
	公共	治山事業	地すべり防止	-	増沢	流路工163.2m、谷止工1基、 法切工24,293m ³	716,507	H21	H28	H20	-	H20	H20年岩手・宮城内陸地震により発生した地すべり地帯を整備し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家14戸、県道、林道、農地、水道施設
	公共	河川事業	総合流域防災事業	一級河川北上川水系南川	三本柳	計画延長 L=1,450m 築堤工 L=1,100m、護岸工 A=11,600m ² 、函渠工 L=415m	4,270,000	H5	H27	-	H21	H21	河川断面が狭小であることから度々浸水被害に見舞われていることから、河川改修により洪水被害の防止を図ったもの。
R3	公共	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	白山	奥州市	区画整理 275.0ha 排水路 3,756m 暗渠排水 159.6ha	3,717,664	H12	H27	-	H22	H22	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	公共	道路事業(道路環境)	地域連携道路整備事業(市町村道代行整備)	宮古市道北部環状線	宮古市山口	道路改築L=1,842.3m 橋梁L=170.7m トンネルL=318.0m	4,700,000	H23	H28	H22	-	H22	地域医療の支援や、冬期間の安全で円滑な道路通行を確保するため、医療機関へのアクセスが向上し、道路除雪に必要な耐雪幅を確保した道路整備を行ったもの。
	大規模	都市計画事業	広域公園整備事業	盛岡市雫石町	御所湖広域公園	園路広場等 311.6ha	10,941,000	S55	H27	-	H25	H25	盛岡地方生活圏におけるレクリエーション需要に応えるとともに、自然的・歴史的環境や住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興を図る
	公共	公営住宅建設事業	公営住宅建設事業	盛岡市	松園アパート	個別改善工事 4棟96戸	727,593	H23	H29	H22	-	H22	H22
R4	公共	農業農村整備事業	かんがい排水事業	鹿妻新堰	盛岡市	水路工 5,097m	970,096	H22	H29	H21	-	H21	持続的な農業生産の確保に向け、農業用水の確保や水利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業用排水施設を整備する。
	大規模	道路事業(道路建設)	地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)	一般国道106号	宮古西道路	道路改築 L=3,400m	21,700,000	H15	H30	H14	H29	H29	宮古西道路は宮古市内の交通混雑の緩和、事前通行規制区間を回避するとともに、三陸沿岸地域の高速交通体系の形成を目的とするもの
	公共	林道事業	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	H23	H30	H22	-	H22	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。
	公共	砂防事業	通常砂防事業	馬淵川水系	馬淵の沢	砂防えん堤 1基 溪流保全工 1式	350,000	H22	H28	H21	-	H21	H21

公共事業事後評価候補地区の選定方針一覧表

事業名	選定方針
農業農村整備事業	<p>本事業の中には、様々な性格の事業があることから、次のように事業分類し、事業分類別に①再評価、②事前評価、③総事業費の優先順位で地区を選定。</p> <p>1 ほ場整備事業（各年度2地区）、2 農業水利事業（各年度1地区）、3 農道整備事業（2年度1地区）、4 中山間事業（2年度1地区）、5 土地総事業（2年度1地区）、6 防災事業（2年度1地区）</p> <p>※ カッコ内の事業分類別選定地区数は、今後予定されている事業費シェアにより算出している。今後は「ほ場整備事業」が非常に多く、次いで「農業水利事業」、「農道整備事業」という順で予定されている。</p> <p>規模の大きい地区（総事業費50億円以上）及び小さい地区（総事業費1億円未満）は除外。</p>
治山事業	過去に事前評価を実施しており、完了後概ね3年を経過した地区のうち、総事業費の大きい5地区を選定。
林道事業	事前評価又は再評価を実施した地区かつ事業完了後概ね3～5年を経過した地区を選定。
水産基盤整備事業	以下の順に5地区を選定。 ①漁港関係、漁場関係、漁村関係事業別の完了年の古い順、②過去に事前評価を実施した地区、③事業費の大きい地区
道路事業 (道路建設)	以下の順に5地区を選定。 ①事後評価を実施していない事業（予定も含む）、②過去に事前評価を実施した地区、③過去に再評価を実施した地区、④総事業費の大きい地区
道路事業 (道路環境)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境課においては様々な道路事業を所管していることから、事業ごとに事前評価を実施した地区を選定。 ・事前評価を実施した地区が複数ある道路事業においては、総事業費の大きい地区を選定。
河川事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
海岸事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
砂防事業	事前評価を実施した箇所で、完了後概ね5年を経過した砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業から、事業費の大きい箇所を1箇所ずつ選定。
都市計画事業	事業完了地区のうち、交通量等が多い地区で都市内の課題である渋滞等が顕著であった地区を選定。
下水道事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。
公営住宅建設	本事業の中には、建替事業と改善事業の2つの性格の事業がある。対象となる事業について、建替事業から1か所、改善事業から2か所該当する事業を選定。
港湾事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。

公共事業事後評価候補地区一覧

農業農村整備事業

農村建設課

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	3 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
○	1	経営体育成基盤整備事業	夏川	一関市	区画整理 176.6ha 暗渠排水 176.2ha	3,364,945	14	29	-	24	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	2	経営体育成基盤整備事業	小瀬川	花巻市	区画整理 32.0ha 暗渠排水 31.6ha	739,017	23	29	22	-	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
◎	3	かんがい排水事業	鹿妻新堰	盛岡市	水路工 5,097m	970,096	22	29	21	-	持続的な農業生産の確保に向け、農業用水の確保や水利利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業用排水施設を整備する。
対象地区として選定した理由					<p>1 事業完了後概ね5年経過した地区（H29完了地区）から、選定方針に基づき候補地区を選定。 ① ほ場整備事業（各年度2地区）：夏川地区、小瀬川地区 ② 農業水利事業（各年度1地区）：鹿妻新堰地区 ③ 農道事業（2年度1地区）：H29完了地区なし ④ 中山間事業（2年度1地区）：H29完了地区なし ⑤ 土地総事業（2年度1地区）：H29完了地区なし ⑥ 防災事業（2年度1地区）：対象外（R3候補地区選定済）</p> <p>2 候補3地区のうち、平成25年度以降、農業水利事業から対象地区が選定されていないことから「かんがい排水事業 鹿妻新堰地区」を第1候補とし、ほ場整備事業から再評価を実施している「経営体育成基盤整備事業 夏川地区」を第2候補としたもの。</p>						

◎：第1候補 ○：第2候補

治山事業

森林保全課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	18 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	復旧治山	-	湯ノ館	谷止工4基、実播工 543.0m2、土留工14.0m	95,523	H27	H28	H26	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家53戸、工場等8棟、県道、市道、林道
	2	復旧治山	-	星野	谷止工5基	86,255	H24	H28	H23	-	H22年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家19戸、町道、農地
	3	予防治山	-	早坂	流路工191.6m、谷止工1 基、法切工110m3	91,925	H24	H28	H23	-	H23年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家14戸、市道
○	4	防災林造成	-	大湊	盛土工10,529m3、防風工 412.4m、護岸工98.5m	110,282	H25	H28	H24	-	H23年東日本大震災津波により焼失した防潮林を復旧し、潮風等の害を防止するもの。 保全対象：人家72戸、国道
◎	5	地すべり防止	-	増沢	流路工163.2m、谷止工1 基、法切工24,293m3	716,507	H21	H28	H20	-	H20年岩手・宮城内陸地震により発生した地すべり地帯を整備し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家14戸、県道、林道、農地、水道施設
対象地区として選定した理由					<p>◎総事業費が最も大きく、整備効果を把握したい。 ○総事業費が2番目に大きく、整備効果を把握したい。</p>						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	11 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	水源森林再生対策	-	大志田	谷止工5基、地拵え 19.5ha、植栽19.5ha	163,074	H25	H29	H24	-	H22年の大雨・大雪により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家35戸、鉄道、林道、給水施設
○	2	奥地保安林保全緊急対策	-	丹藤川	谷止工6基、地拵え 33.78ha、下刈92.75ha	189,297	H23	H29	H22	-	H22年の大雨・大雪により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家12戸、道路、農地、公民館
◎	3	復旧治山	-	山口	排土工39,282m3、アンカー 工135本、土留工128.4m	444,049	H26	H29	H25	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家19戸、国道、農地
	4	復旧治山	-	山津田	法枠工3,783.6m2、実播工 4,193.1m2、土留工154.0m2	97,791	H27	H29	H26	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家3戸、鉄道、国道、県道、農地
	5	予防治山	-	塚の神	簡易法枠工2,843.9m2、土 留工65.5m2、法切工230m3	90,245	H25	H29	H24	-	H18年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：林道
対象地区として選定した理由					<p>◎総事業費が最も大きく、整備効果を把握したい。 ○総事業費が2番目に大きく、整備効果を把握したい。</p>						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	14 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	復旧治山	-	上平	谷止工10基	193,440	H26	H30	H25	-	H25年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家18戸、町道、農地
	2	復旧治山	-	浜坂	谷止工3基、法枠工850.0m ² 、土留工50.0m	83,050	H29	H30	H28	-	H28年の台風10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家11戸、国道、県道、町道、農地
	3	予防治山	-	机	谷止工2基、床固工1基、護岸工1基	92,865	H26	H30	H25	-	H21年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家7戸、県道、村道、漁港
	4	予防治山	-	檜原山	谷止工1基、伏工180.0m ² 、水路工24.0m	37,855	H29	H30	H28	-	H27年の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家7戸、県道、農地
○	5	防災林造成	-	明戸	土工52.270m ³ 、防風工2,918.5m、補栽工2.59ha	144,713	H28	H30	H27	-	H23年東日本大震災津波により焼失した防風林を復旧し、潮風等の害を防止するもの。 保全対象：人家5戸、公共建物（孵化場等）、県道、村道
対象地区として選定した理由					◎総事業費が最も大きく、整備効果を把握したい。 ○総事業費が2番目に大きく、整備効果を把握したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和2年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	3 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	毛無森	二戸市	林道改築 L=6,478m	886,995	20	29	19	-	奥地森林の適切な整備、産業振興、地域の生活基盤及び県北地域の活性化を目的とした基幹的な林道として開設するもの。
○	2	林道整備事業	鈴峠1号	葛巻町	林道開設 L=5,860m	618,011	18	27	17	-	当該林道の利用区域内における森林整備対象林率が高いことから林業・木材産業の拡大に資することを目的として開設するもの。
	3	林道整備事業	折爪岳	九戸村	林道改良 L=400m	53,728	27	29	26	-	林業用途以外にも県立自然公園折爪岳へのアクセス道路となっている。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保するもの。
対象地区として選定した理由					総事業費の高い上位2地区を選定。						

森林保全課

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	3 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	23	30	22	-	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。(R2と重複)
○	2	林道整備事業	毛無森	二戸市	林道改築 L=6,478m	886,995	20	29	19	-	奥地森林の適切な整備、産業振興、地域の生活基盤及び県北地域の活性化を目的とした基幹的な林道として開設するもの。(R2と重複)
	3	林道整備事業	折爪岳	九戸村	林道改良 L=400m	53,728	27	29	26	-	林業用途以外にも県立自然公園折爪岳へのアクセス道路となっている。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保するもの。(R2と重複)
対象地区として選定した理由					総事業費の高い上位2地区を選定。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	3 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	23	30	22	-	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。(R3と重複)
○	2	林道整備事業	毛無森	二戸市	林道改築 L=6,478m	886,995	20	29	19	-	奥地森林の適切な整備、産業振興、地域の生活基盤及び県北地域の活性化を目的とした基幹的な林道として開設するもの。(R3と重複)
	3	林道整備事業	折爪岳	九戸村	林道改良 L=400m	53,728	27	29	26	-	林業用途以外にも県立自然公園折爪岳へのアクセス道路となっている。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保するもの。(R3と重複)
対象地区として選定した理由					総事業費の高い上位2地区を選定。						

◎：第1候補 ○：第2候補

水産基盤整備事業

令和2年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	5 地区					備考 （県の重点施策との関連、事業目的など）	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度		再評価年度
	1	漁港整備事業	種市漁港	種市	東第1防波堤 135m -4m岸壁 30m	120,392	27	28	26	—	防波堤及び岸壁の耐震・耐津波性能の強化により、今後想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、機能維持を図るもの。
◎	2	漁港整備事業	田老漁港	田老	船揚場 90m	32,197	28	28	27	—	船揚場に滑り材を設置することにより、漁船の上下架作業の漁業活動の省力化、就労環境の改善を図るもの。
○	3	漁港整備事業	長部漁港	長部	-3m岸壁 169.9m	75,619	28	29	27	—	棧橋式岸壁において干潮時の小型漁船の潜り込みを防止することにより、干潮時における係留時の安全確保及び漁船移動の減少等、安全性の向上、生産コストの削減を図るもの。
	4	漁場整備事業	久喜東漁場	久喜東	増殖場 4.9ha	595,015	25	28	24	—	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。
	5	漁場整備事業	田老漁場	田老	増殖場 2.25ha	249,627	26	29	25	—	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。
対象地区として選定した理由					◎日々の漁業活動に密接した漁船の上下架作業の省力化等による整備効果・漁業者意見等を把握するために実施したい。 ○海水面の潮位に影響されことなく継続的な漁船の係留が可能になるなど生産コストの削減等による整備効果・漁業者意見等を把握するため実施したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	5 地区					備考 （県の重点施策との関連、事業目的など）	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度		再評価年度
	1	漁港整備事業	種市漁港	種市	東第1防波堤 135m -4m岸壁 30m	120,392	27	28	26	—	防波堤及び岸壁の耐震・耐津波性能の強化により、今後想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、機能維持を図るもの。(R2と重複)
◎	2	漁港整備事業	田老漁港	田老	船揚場 90m	32,197	28	28	27	—	船揚場に滑り材を設置することにより、漁船の上下架作業の漁業活動の省力化、就労環境の改善を図るもの。(R2と重複)
○	3	漁港整備事業	長部漁港	長部	-3m岸壁 169.9m	75,619	28	29	27	—	棧橋式岸壁において干潮時の小型漁船の潜り込みを防止することにより、干潮時における係留時の安全確保及び漁船移動の減少等、安全性の向上、生産コストの削減を図るもの。(R2と重複)
	4	漁場整備事業	久喜東漁場	久喜東	増殖場 4.9ha	595,015	25	28	24	—	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R2と重複)
	5	漁場整備事業	田老漁場	田老	増殖場 2.25ha	249,627	26	29	25	—	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R2と重複)
対象地区として選定した理由					◎日々の漁業活動に密接した漁船の上下架作業の省力化等による整備効果・漁業者意見等を把握するために実施したい。 ○海水面の潮位に影響されことなく継続的な漁船の係留が可能になるなど生産コストの削減等による整備効果・漁業者意見等を把握するため実施したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	5 地区					備考 （県の重点施策との関連、事業目的など）	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度		再評価年度
	1	漁港整備事業	種市漁港	種市	東第1防波堤 135m -4m岸壁 30m	120,392	27	28	26	—	防波堤及び岸壁の耐震・耐津波性能の強化により、今後想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えるとともに、機能維持を図るもの。(R3と重複)
◎	2	漁港整備事業	田老漁港	田老	船揚場 90m	32,197	28	28	27	—	船揚場に滑り材を設置することにより、漁船の上下架作業の漁業活動の省力化、就労環境の改善を図るもの。(R3と重複)
○	3	漁港整備事業	長部漁港	長部	-3m岸壁 169.9m	75,619	28	29	27	—	棧橋式岸壁において干潮時の小型漁船の潜り込みを防止することにより、干潮時における係留時の安全確保及び漁船移動の減少等、安全性の向上、生産コストの削減を図るもの。(R3と重複)
	4	漁場整備事業	久喜東漁場	久喜東	増殖場 4.9ha	595,015	25	28	24	—	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R3と重複)
	5	漁場整備事業	田老漁場	田老	増殖場 2.25ha	249,627	26	29	25	—	増殖場を造成することにより、餌料海藻の育成促進、アワビ・ウニの棲息場の確保など、漁獲量の増大、生産効率の向上を図るもの。(R3と重複)
対象地区として選定した理由					◎日々の漁業活動に密接した漁船の上下架作業の省力化等による整備効果・漁業者意見等を把握するために実施したい。 ○海水面の潮位に影響されことなく継続的な漁船の係留が可能になるなど生産コストの削減等による整備効果・漁業者意見等を把握するため実施したい。						

◎：第1候補 ○：第2候補

道路事業（道路建設）

道路建設課

令和4年度候補地区（大規模公共事業）				対象地区数（全体）	3 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 【県の重点施策との関連、事業目的など】
◎	1	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道106号	宮古西道路	道路改築 L=3,400m	21,700,000	15	30	14	29	宮古西道路は宮古市内の交通混雑の緩和、事前通行規制区間を回避するとともに、三陸沿岸地域の高速度交通体系の形成を目的とするもの
○	2	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道340号	立丸峠	道路改築 L=5,210m	9,690,000	24	30	24	-	遠野市から宮古市間の唯一の未改良区間の幅員狭小区間、線形不良区間、事前通行規制区間の解消を図り、沿岸地域の復興に資するもの
	3	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道284号	室根バイパス	道路改築 L=4,880m	7,580,000	21	30	20	-	一関市室根町折壁地区から同市同町矢越地区の隘路区間の解消を図り、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上に資するもの
令和4年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	4 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 【県の重点施策との関連、事業目的など】
	1	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道397号	高屋敷	道路改築 L=3,000m	4,060,000	10	30	9	25	気仙郡住田町世田米地区の線形不良、幅員狭小、急勾配の隘路区間の解消を図り、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上及び沿岸地域の復興に資するもの
	2	地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）	一般国道340号	山谷	道路改築 L=2,700m	3,960,000	24	30	23	-	気仙郡住田町世田米地区の円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上及び沿岸地域の復興に資するもの
	3	地域連携道路整備事業（地域密着型）	一般県道宮古山田線	豊間根	道路改築 L=1,300m	2,700,000	25	30	24	-	豊間根地区の交通隘路区間の解消により、沿道の安全な交通の確保と、インターチェンジへの円滑なアクセスが図られるもの
	4	地域連携道路整備事業（地域密着型）	一般県道田野畑岩泉線	一の渡	道路改築 L=1,060m	832,000	26	30	25	-	田野畑村一の渡地内の1車線区間の解消を図り、復興及び観光振興を図るもの
対象地区として選定した理由			総事業費の高い順に選定。								

◎：第1候補 ○：第2候補

河川事業

河川課

令和2年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	1 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 【県の重点施策との関連、事業目的など】
◎	1	総合流域防災事業	一級河川北上川水系南川	三本柳	計画延長 L=1,450m 築堤工 L=1,100m、護岸工 A=11,600m2、函渠工 L=415m	4,270,000	5	27	-	21	河川断面が狭小であることから度々洪水被害に見舞われていることから、河川改修により洪水被害の防止を図ったもの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	1 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 【県の重点施策との関連、事業目的など】
◎	1	治水施設整備事業	一級河川尻志田川	大更	計画延長L=370m 掘削 V=2,800m3、築堤 V=400m3	80,000	23	28	22	-	河川断面が狭小であることから度々家屋等の洪水被害に見舞われていることから、河川改修により洪水被害の防止を図ったもの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）				対象地区数（全体）	2 地区						
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 【県の重点施策との関連、事業目的など】
○	1	治水施設整備事業	一級河川雫石川	橋場地区	計画延長 L=420m 築堤 V=9,000m3、張芝工 A=3,770m2、護岸工 A=800m2	60,000	27	29	26	-	平成25年8月豪雨により多くの家屋と国道46号の浸水により孤立状態となったから、築堤を整備することにより洪水を安全に流下させ浸水被害の軽減を図ったもの。
◎	2	総合流域防災事業	一級河川北上川水系大堰川		計画延長 L=1,595m 掘削工 V=38,000m3、護岸工 A=800m2	2,400,000	5	29	-	24	花巻市市街地を流れる河川で、断面狭小で浸水被害が発生する恐れがあることから河川改修により洪水被害の軽減を図ったもの。
対象地区として選定した理由			総事業費の高い順に選定。								

◎：第1候補 ○：第2候補

砂防事業

砂防災害課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	県単急傾斜地崩壊対策事業		中沢	法枠工 L=150m	150,000	24	26	23	-	平成23年3月11日の東日本大震災により斜面が崩壊し、降雨や余震等により更に崩壊が進行する危険性が高いことから斜面対策を実施したものの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	通常砂防事業	馬淵川水系	馬淵の沢	砂防えん堤 1基 渓流保全工 1式	350,000	22	28	21	-	本渓流は渓岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。
○	2	火山砂防事業	北上川水系	滝沢(2)	砂防えん堤 1基	250,000	22	28	21	-	本渓流は過去における火山噴火の堆積物に覆われている地区のため、地質が脆く転石も多数存在し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。
対象地区として選定した理由			総事業費の高い順に選定。								

◎：第1候補 ○：第2候補

都市計画事業

砂防災害課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	都市計画道路整備事業	上堂崎路線	諸葛の2	道路改築 L=257m	526,000	21	28	20	-	現道拡幅により通学児童等歩行者の安全性の確保と、都市内交通の安全で円滑な交通を確保するものである。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（大規模公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	広域公園整備事業	盛岡市 栗石町	御所湖広域公園	園路広場等 311.6ha	10,941,000	S55	H27	-	H25	盛岡地方生活圏におけるレクリエーション需要に応えるとともに、自然的・歴史的環境や住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興を図る。
令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	都市計画道路整備事業	盛岡駅長田町線	長田町	道路改築 L=143m	1,263,000	H19	H29	-	-	現道拡幅に併せて無電柱化（電線共同溝）を行い、道路通行者の視認性改善、歩行空間の拡大、車面走行車線の増加により、通学児童等歩行者の安全性向上と災害時の防災性の向上と都市交通の円滑化及び盛岡駅へのアクセス向上を図るものである。
対象地区として選定した理由			大規模事業を優先して選定。								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	都市計画道路整備事業	山目駅前釣山線	中央町2丁目	道路改築 L=350m	1,502,000	20	30	-	-	現道拡幅により通学児童等歩行者の安全性向上と災害時の輸送路としての機能確保、都市内交通の円滑化及び観光拠点へのアクセス性向上を図るものである。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

公営住宅建設事業

建築住宅課

令和2年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	公営住宅建設事業	盛岡市	松園アパート	個別改善工事 4棟96戸	727,593	23	29	22	-	・実施内容：個別改善（居住性向上、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型）
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和3年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	公営住宅建設事業	盛岡市	備後第一アパート（Ⅱ期）	県営住宅建替工事 1棟8戸	135,739	26	30	25	-	・当初計画は、5棟（66戸）の計画であったもの。 ・平成27年度までに、8・9号棟の2棟（42戸）の実施設計が完了しているもの。 ・今般、東日本大震災津波により内陸部へ避難された被災者のため、8～10号棟の3棟（48戸）を災害公営住宅として整備することになり、通常の公営住宅は13号棟（8戸）の整備に計画が変更となったもの。
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

令和4年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区					
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	公営住宅建設事業	盛岡市	境田アパート	浴室・3点給湯改善工事 3棟62戸	146,632	29	R1	28	-	・実施内容：住戸改善（居住性向上型：3点給湯+浴槽改善）
対象地区として選定した理由			(対象地区が1地区のみ)								

◎：第1候補 ○：第2候補

公共事業評価実施要領等の一部改正について

○公共事業評価対象事業の追加及び名称の変更について（治山事業）

農林水産部所管の治山事業関係の国庫補助及び交付金事業に改正があったため、公共事業評価の対象として新たに下記1の事業を追加するもの。また、下記2の事業において事業名を変更するもの。

1 事業の追加

- 流木防止総合対策事業
- 緊急総合地すべり防止事業

今回追加する事業は、いずれも事業の内容・目的が類似する既存事業が存在するため、該当する既存事業の評価指標を用いることとする。

2 事業名の変更

- 機能強化・老朽化対策事業（変更前：治山施設機能強化事業）

今回改称する事業は、従前の事業の内容・目的から変容するものではないため、従前の評価指標を用いることとする。

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

公共事業評価実施要領についての一部改正新旧対照表

改正前		改正後	
(略)		(略)	
番号	事業名	番号	事業名
1	かんがい排水事業	41	漁場整備事業(※)
2	農業用水再編対策事業	42	漁業集落環境整備事業
3	農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)	43	漁港環境整備事業(※)
4	地域水田農業支援排水対策特別事業	44	漁港関連道整備事業
5	経営体育成基盤整備事業(※)	45	海岸高潮対策事業(農村振興局、水産庁)(※)
6	土地改良総合整備事業		
7	畑地帯総合整備事業		
8	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)		
9	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)		
10	農地環境整備事業		
11	農道整備事業(※)		
12	地域用水環境整備事業		
13	ふるさと水と土ふれあい事業		
14	防災ダム事業		
15	水質保全対策事業		
16	農村災害対策整備事業		
17	農村地域防災減災事業		
18	県営畜産経営環境整備事業		
19	復旧治山事業		
20	緊急予防治山事業		
21	地すべり防止事業		
22	防災林造成事業		
23	保安林緊急改良事業		
24	水源森林再生対策事業		
25	奥地保安林保全緊急対策事業		
26	水源の里保全緊急整備事業		
27	保安林改良事業		
28	山地災害重点地域総合対策事業		
29	緊急総合治山事業		
30	予防治山事業		
31	地域防災対策総合治山事業		
32	治山施設機能強化事業(※)		
33	森林土木効率化等技術開発事業		
34	林地荒廃防止事業		
35	山地災害総合減災対策治山事業		
36	共生保安林整備事業		
37	保安林管理道整備事業		
38	県単治山事業(崩壊地復旧)		
39	林道整備事業		
40	漁港整備事業(※)		
(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外		(※)施設の維持管理を目的とする事業箇所について評価対象外	
(略)		(略)	
備考		別表1 公共事業評価対象事業一覧 ※令和元年 月 日から施行する 農林水産部	
・事業の追加及び名称の変更		番号	
・改正部分は下線の部分		事業名	
		番号	事業名
		1	かんがい排水事業
		2	農業用水再編対策事業
		3	農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)
		4	地域水田農業支援排水対策特別事業
		5	経営体育成基盤整備事業(※)
		6	土地改良総合整備事業
		7	畑地帯総合整備事業
		8	中山間地域総合整備事業(生産基盤)(※)
		9	中山間地域総合整備事業(生活、一般、広域)
		10	農地環境整備事業
		11	農道整備事業(※)
		12	地域用水環境整備事業
		13	ふるさと水と土ふれあい事業
		14	防災ダム事業
		15	水質保全対策事業
		16	農村災害対策整備事業
		17	農村地域防災減災事業
		18	県営畜産経営環境整備事業
		19	復旧治山事業
		20	緊急予防治山事業
		21	地すべり防止事業
		22	防災林造成事業
		23	保安林緊急改良事業
		24	水源森林再生対策事業
		25	奥地保安林保全緊急対策事業
		26	水源の里保全緊急整備事業
		27	保安林改良事業
		28	山地災害重点地域総合対策事業
		29	緊急総合治山事業
		30	流木防止総合対策事業
		31	緊急総合地すべり防止事業
		32	予防治山事業
		33	地域防災対策総合治山事業
		34	機能強化・老朽化対策事業(※)
		35	森林土木効率化等技術開発事業
		36	林地荒廃防止事業
		37	山地災害総合減災対策治山事業
		38	共生保安林整備事業
		39	保安林管理道整備事業
		40	県単治山事業(崩壊地復旧)

公共事業評価に係る評価基準についての一部改正新旧対照表

改正前					改正後								
(略)					(略)								
対象事業	【山地災害の復旧及び予防】 ・復旧治山事業 ・緊急予防治山事業 ・山地災害重点地域総合対策事業 ・緊急総合治山事業 ・予防治山事業 ・地域防災対策総合治山事業 ・県単治山事業(崩壊地復旧) ・奥地保安林保全緊急対策事業(溪間工、山腹工が主たるもの「事業費の50%以上」に限る) ・山地災害総合減災対策治山事業 ・森林土木効率化等技術開発事業 ・治山施設機能強化事業 ・林地荒廃防止事業												
評価項目	評価指標	区分	配点	備考	対象事業	【山地災害の復旧及び予防】 ・復旧治山事業 ・緊急予防治山事業 ・山地災害重点地域総合対策事業 ・緊急総合治山事業 ・ <u>流水防止総合対策事業</u> ・予防治山事業 ・地域防災対策総合治山事業 ・県単治山事業(崩壊地復旧) ・奥地保安林保全緊急対策事業(溪間工、山腹工が主たるもの「事業費の50%以上」に限る) ・山地災害総合減災対策治山事業 ・森林土木効率化等技術開発事業 ・ <u>機能強化・老朽化対策事業</u> ・林地荒廃防止事業							
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数(8点)	・20戸以上 ・10戸～19戸 ・5戸～9戸 ・1戸～4戸	8 6 4 2		必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数(8点)	・20戸以上 ・10戸～19戸 ・5戸～9戸 ・1戸～4戸	8 6 4 2					
	②公共施設(4点)	・2箇所以上 ・1箇所	4 2			②公共施設(4点)	・2箇所以上 ・1箇所	4 2					
	③道路等(4点)	・国道、県道、鉄道 ・市町村道 ・その他道路	4 2 1			③道路等(4点)	・国道、県道、鉄道 ・市町村道 ・その他道路	4 2 1					
	④河川(4点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	4 2 1			④河川(4点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	4 2 1					
重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい ・あり	5 3		重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい ・あり	5 3					
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5			(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5					
緊急性 (40点)	主に山腹工事の場合	(1)山腹崩壊危険度 ①山腹の状況(16点)	・明瞭な亀裂、陥没、異常な地下水等あり ・亀裂、陥没等あり	16 12	緊急性 (40点)	主に山腹工事の場合	(1)山腹崩壊危険度 ①山腹の状況(16点)	・明瞭な亀裂、陥没、異常な地下水等あり ・亀裂、陥没等あり	16 12				
		②森林の状況(6点)	・無立木 ・幼・老齢林、疎林 ・その他	6 4 2			主に山腹工事の場合	②森林の状況(6点)	・無立木 ・幼・老齢林、疎林 ・その他	6 4 2			
		③斜面の傾斜(6点)	・30度以上 ・25度～29度	6 4 2				主に山腹工事の場合	③斜面の傾斜(6点)	・30度以上 ・25度～29度	6 4 2		
		④断層等の有無(6点)	・活断層 ・断層あり	6 4					主に山腹工事の場合	④断層等の有無(6点)	・活断層 ・断層あり	6 4	
		⑤落石の危険性(6点)	・著しい ・あり	6 4						主に山腹工事の場合	⑤落石の危険性(6点)	・著しい ・あり	6 4
	主に溪間工事の場合	(1)崩壊土砂流出危険度 ①山腹崩壊危険度評点(16点)	・20点以上(A) ・12点～19点(B) ・12点未満(C)	16 12 8		主に溪間工事の場合					(1)崩壊土砂流出危険度 ①山腹崩壊危険度評点(16点)	・20点以上(A) ・12点～19点(B) ・12点未満(C)	16 12 8
		②荒廃発生源直下の溪床勾配(8点)	・14度以上 ・9度～13度 ・9度未満	8 6 4			主に溪間工事の場合				②荒廃発生源直下の溪床勾配(8点)	・14度以上 ・9度～13度 ・9度未満	8 6 4
		③平均溪床勾配(8点)	・11度以上 ・5度～10度 ・5度未満	8 6 4				主に溪間工事の場合			③平均溪床勾配(8点)	・11度以上 ・5度～10度 ・5度未満	8 6 4
		④溪流の荒廃(8点)	・著しい ・あり	8 6					主に溪間工事の場合		④溪流の荒廃(8点)	・著しい ・あり	8 6
		効率性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上 ・3以上～5未満 ・1以上～3未満						20 15 10	効率性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上 ・3以上～5未満 ・1以上～3未満
	(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下 ・事業年数が6年から10年 ・事業年数が10年以上	10 5 0		(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下 ・事業年数が6年から10年 ・事業年数が10年以上				10 5 0			
	計(100点)				計(100点)								

備考 ・事業の追加及び名称の変更 ・改正部分は下線の部分

改正前					改正後				
(略)					(略)				
対象事業	【地すべり性災害の復旧及び予防】 ・地すべり防止事業 ・【山地災害の復旧及び予防】の中で地すべり性のもの				対象事業	【地すべり性災害の復旧及び予防】 ・地すべり防止事業 ・ 緊急総合地すべり防止事業 ・【山地災害の復旧及び予防】の中で地すべり性のもの			
評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考	評価項目	評価指標	区 分	配点	備 考
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8		(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)	・20戸以上	8		(1)保全対象 ①人家戸数 (8点)
		・10戸～19戸	6			・10戸～19戸	6		
		・5戸～9戸	4			・5戸～9戸	4		
		・1戸～4戸	2			・1戸～4戸	2		
	②公共施設 (4点)	・2箇所以上	4		②公共施設 (4点)	・2箇所以上	4		②公共施設 (4点)
		・1箇所	2			・1箇所	2		
	③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道	4		③道路等 (4点)	・国道、県道、鉄道	4		
		・市町村道	2			・市町村道	2		
		・その他道路	1			・その他道路	1		
	④河川 (4点)	・1級河川	4		④河川 (4点)	・1級河川	4		
		・2級河川	2			・2級河川	2		
		・その他河川	1			・その他河川	1		
重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5		(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5		(1)災害履歴 (5点)
		・あり	3			・あり	3		
	(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5		(2)他事業等との連携 (5点)	・あり	5		
緊急性 (40点)	(1)地すべり危険度 ①滑落崖、亀裂、陥没または隆起 (6点)	・3種類あり	6		(1)地すべり危険度 ①滑落崖、亀裂、陥没または隆起 (6点)	・3種類あり	6		(1)地すべり危険度 ①滑落崖、亀裂、陥没または隆起 (6点)
		・2種類あり	4			・2種類あり	4		
		・1種類あり	2			・1種類あり	2		
	②沼地、湿地、異常な地下水の湧出 (6点)	・3種類あり	6		②沼地、湿地、異常な地下水の湧出 (6点)	・3種類あり	6		②沼地、湿地、異常な地下水の湧出 (6点)
		・2種類あり	4			・2種類あり	4		
		・1種類あり	2			・1種類あり	2		
	③森林の状況(立木の傾斜等の異常) (6点)	・著しい	6		③森林の状況(立木の傾斜等の異常) (6点)	・著しい	6		③森林の状況(立木の傾斜等の異常) (6点)
		・あり	4			・あり	4		
④地層の走行 (2点)	・流れ盤	2		④地層の走行 (2点)	・流れ盤	2			
⑤岩盤の風化等の状況 (6点)	・著しい	6		⑤岩盤の風化等の状況 (6点)	・著しい	6			
	・あり	4			・あり	4			
⑥断層等の有無 (4点)	・破碎帯あり	4		⑥断層等の有無 (4点)	・破碎帯あり	4			
	・断層あり	2			・断層あり	2			
⑦表層土の土質 (4点)	・粘性土	4		⑦表層土の土質 (4点)	・粘性土	4			
⑧地すべり活動 (6点)	・移動している	6		⑧地すべり活動 (6点)	・移動している	6		⑧地すべり活動 (6点)	
	・過去に移動した	4			・過去に移動した	4			
効率性 (30点)	(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上	20		(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上	20		(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)
		・3以上～5未満	15			・3以上～5未満	15		
		・1以上～3未満	10			・1以上～3未満	10		
(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下	10		(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下	10		(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	
	・事業年数が6年から10年	5			・事業年数が6年から10年	5			
	・事業年数が10年以上	0			・事業年数が10年以上	0			
	計(100点)				計(100点)				
(略)					(略)				
備考 ・事業の追加 ・改正部分は下線の部分									

環境改善便益に関する追加説明資料

県土整備部 道路建設課

環境改善便益 算出方法 について

道路投資の評価に関する指針(案)

道路投資の評価に関する指針検討委員会 編

(4) 貨幣評価原単位 (円/トン)

環境改善便益の算定式に適用する沿道状況別貨幣評価原単位は、以下の値を用いる。

1) 大気汚染

表3-2-23 大気汚染の貨幣評価原単位

沿道状況	人口集中地区	その他市街部	非市街部 (平地部)	非市街部 (山地部)
大気汚染 (万円/トン)	292	58	20	1

注) 計測対象道路が地下構造の場合については、影響を受ける地域を考慮して別途に貨幣評価原単位を算出する。

2) 騒音

表3-2-24 騒音の貨幣評価原単位

沿道状況	人口集中地区	その他市街部	非市街部 (平地部)	非市街部 (山地部)
騒音 (円/dB(A)/km/年)	2,400,000	475,200	165,600	7,200

3) 地球温暖化

炭素換算トンあたりCO₂の貨幣評価原単位は、一律に2,300円/トン-cを用いる。

注) 上記の貨幣評価原単位は、すべて平成11年価格である。

・環境改善便益については、上記指針に基づき算出しているが、上記表に示すように沿道状況を①人工集中地区、②その他市街部、③非市街部(平地部)、④非市街部(山地部)に分類される。

・当該工区については、現地の状況・地形から「③非市街部(平地)」に区分される。

環境改善便益 について

計算式は以下のとおり(道路投資の評価に関する指針(案)に基づき計算)

- ① **大気汚染改善便益**:自動車からのNO_x排出量の貨幣評価値を算定し、整備前から整備後の価値を引いたもの
 - ・ $BE_K^P = \sum_S (\zeta_K^P \times \delta_{KS}^P \times L_{KS} \times 365)$
- ② **騒音改善便益**:沿道の等価騒音レベルの貨幣評価値を算定し、整備前から整備後の価値を引いたもの
 - ・ $BE_K^P = \sum_S (\zeta_K^P \times \delta_{KS}^P \times L_{KS})$
- ③ **地球温暖化改善便益**:CO₂排出量の貨幣評価値を算定し、整備前から整備後の価値を引いたもの
 - ・ $BE_K^P = \sum_S (\zeta_K^P \times \delta_{KS}^P \times L_{KS} \times 365)$ 便益=整備なし-整備有り

※ 算定式の詳細は75ページ参照

表-1 環境改善便益の計算(再評価時 B)

【沿道区分:「非市街部(平地)」で計算した場合】

①大気	沿道区分	速度 10km単位 km/h	ζ				交通量 台/日	原単位 万円/トン	延長	便益 百万/年
			Nox排出係数1	a1 小型車混入率	Nox排出係数2	a2 大型車混入率				
整備あり	平地	40	0.20	0.92	2.41	0.08	498	20	1.30	0.02
整備なし	平地	20	0.29	0.92	3.33	0.08	498	20	1.34	0.03
②騒音	沿道区分	速度 10km単位 km/h	騒音係数	10*logC C=a1+4.4a2	10*log(Q/24)	延長 a1 小型車混入率	a2 大型車混入率	原単位 円/Db/km/年	延長	便益 百万/年
整備あり	平地	40	39	1.049	13.17	0.92	0.08	165,600	1.30	11.46
整備なし	平地	20	36	1.049	13.17	0.92	0.08	165,600	1.34	11.14
③温暖化	沿道区分	速度 10km単位 km/h	Co2排出係数1	a1 小型車混入率	Co2排出係数2	a2 大型車混入率	交通量 台/日	原単位 円/トン	延長	便益 百万円/年
整備あり	平地	40	46	0.92	137	0.08	498	2,300	1.30	0.03
整備なし	平地	20	67	0.92	182	0.08	498	2,300	1.34	0.04

※ 沿道区分に応じた原単位にて計算

環境改善便益 算出方法 について

表-2 各沿道区分にて算出したB/Cと修正B/Cの算出結果について(参考値)

	①人工集中地区	②その他市街部	③非市街部(平地部)	④非市街部(山地部)
B/C	0.5	0.6	0.6	0.6
修正B/C	0.9	1.0	1.0	1.0
環境改善便益	-77.0	-15.0	-5.3	-0.1

・各沿道区分で算出した結果、環境改善便益については①人工集中地区はマイナス側に大きな値となり、結果的にB/C及び修正B/Cについても、今回再評価(③非市街部(平地))と比べて低い値を示している。